

第七十二回 参議院文教委員会會議録第八号

昭和四十九年四月十一日(木曜日)
午前十一時二分開会

委員の異動

四月四日

辞任

中村 登美君

補欠選任

迫水 久常君
平泉 渉君

四月五日

辞任

迫水 久常君
平泉 渉君

補欠選任

中村 登美君
久次米健太郎君

四月六日

辞任

久次米健太郎君

補欠選任

平泉 渉君

四月九日

辞任

萩原幽香子君

補欠選任

松下 正寿君

四月十日

辞任

星野 重次君
大松 博文君
永野 鎮雄君
二木 謙吾君

補欠選任

徳永 正利君
高橋文五郎君
黒住 忠行君
今泉 正二君

四月十一日

辞任

高橋文五郎君
徳永 正利君
鈴木美枝子君

補欠選任

梶木 又三君
中村 慎二君
小野 明君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

世耕 政隆君

斎藤 十朗君

委員

内藤善三郎君
片岡 勝治君
小林 武君

今泉 正二君
梶木 又三君
金井 元彦君

黒住 忠行君
志村 愛子君
中村 慎二君

中村 登美君
平泉 渉君
小野 明君

宮之原貞光君
安永 英雄君
矢追 秀彦君

松下 正寿君
加藤 進君
奥野 誠亮君

大塚 順七君
井内慶次郎君
奥田 真丈君

木田 宏君
今村 武俊君
瀧谷 敬三君

安嶋 彌君
西田亀久夫君
安達 健二君

政府委員

人事院任用局長
文部大臣官房長
文部大臣官房審議官

文部大臣
文部省大学学術局長
文部省社会教育局長
文部省体育局長
文部省管理局長
日本ユネスコ国内委員会事務総長
文化庁長官

大塚 順七君
井内慶次郎君
奥田 真丈君

木田 宏君
今村 武俊君
瀧谷 敬三君

安嶋 彌君
西田亀久夫君
安達 健二君

事務局側

説明員

常任委員会専門員
渡辺 猛君

法務省入国管理局次長
外務大臣官房領事移住部長
通商産業省生活産業局紙業課長

竹村 照雄君
穂崎 巧君
村岡 茂生君

本日の会議に付した案件
○教育、文化及び学術に関する調査(文教行政の基本施策に関する件)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、徳永正利君、高橋文五郎君及び鈴木美枝子君が委員を辞任され、その補欠として中村慎二君、梶木又三君及び小野明君がそれぞれ選任されました。

○委員長(世耕政隆君) 教育、文化及び学術に関する調査中、文教行政の基本施策に関する件を議題といたします。

本件について、質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮之原貞光君 最初に、田中総理が施政方針演説の中で述べられておりましたところの「国際人づくり」、あるいは文相の所信表明の中にもある。「だからからも愛される、尊敬をされ、信頼をされる日本人づくり」、こういう問題についてお伺いをいたしたいと思います。文部大臣の所信表明の中で、「だからからも尊敬され、信頼される」日本人づくりということばが出ておるわけであり

ますが、もう少し、その点について具体的にお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) わが国が今後とも繁栄を続け、平和で豊かな社会を建設してまいりますためには、国際社会の一員として、国際協調の精神に基づいて、世界の平和と人類の福祉のために貢献することが肝要でございます。しかしながら、国際的にはいろいろの批判を受けておるわけでございまして、また特に、総理が東南アジアに参られましたときには、タイやインドネシアで極端な日本に反感するようないふ言動も見られたわけでございまして、そうしますと、やはりこれまでのあり方につきましても謙虚に反省をしながら、特に国際社会から信頼される日本人になっていく、そのためには、どうすべきかということにつきましても、積極的な努力が必要ではなからうかと、こう考えておるわけでございます。

○宮之原貞光君 この国際人づくりの問題について、総理の衆議院におきますところの答弁を議事録を通じて拝見をいたしますと、国際人づくりは即日本人の閉鎖性の打破ということを非常に強調されておるわけでございますが、確かに私は閉鎖性を打破するということも、国際人づくりでは重要な部分だということは否定はしませんけれども、それがしかし国際人づくりの基本的な理念であるかどうか、私はその点疑問を持つのでございまして、文相はどうお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) それも大事なことでございまして、あわせて人間として心豊かな人間、特に利己心を排除して公共のために尽くそうというふうなあり方、これがまず第一に、国際社会に生きる人間として非常に大切なことではなからうかと思ひます。もう一つは、やはり他国の文化なり伝統なりにつきましてもよく理解を持つというところでなければならぬ、かように考えるわけ

でございます。それにはまず自国の文化や伝統につきましても深い理解を持つ、その上に立つて、初めて他国の伝統や文化につきましても、これを理解し、これを尊重する態度が養われていくんじゃないだろうか、かように考えるわけでございます。

○宮之原貞光君 私は、いま文相の御答弁にいたした点も非常に重要な点だと思ひますが、同時に、やはり国際人づくりの基本的な理念の中で大切なのは、全人類あるいは全民族がやっぱり対等・平等の立場に立つて、それぞれがやはり相互に学び合い、尊敬し合うというこのものの考え方ですね、これが一番基調にならなきゃならないと、こう考えておるのでございますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 重要なことだと思ひます。私が、自国の伝統なり文化なりについて深い理解を持つ、そのことを解いて初めて他国の文化や伝統についても深い理解を持ち、これを尊重する態度が養われるんだと申し上げましたのも、大体同じような基本に立つて申し上げているつもりでございます。

○宮之原貞光君 その点はわかりましたが、この例の閉鎖性の打破という問題です。これは私は、そのために語学をマスターすることは大事だということ、を、いろんなところでも総理は強調されておるわけですが、私はこの閉鎖性というものは、何も最近の若い日本人だけが持つておるところの一つの通弊じゃなくて、日本人自身がやはりずっと前から持つておったところの私は通弊だと、こう思ふんですが、何か総理の話聞くと、昔は非常に東南アジアに行つても日本人はよかつたんだけれども、このごろの若いのは閉鎖性があり過ぎて困ると、こういう筋の話をテレビの対談あたりでも受け取れるような話してありますけれども、私はその点はそうじゃないと思ふんです。したがって、昔からたとえ東南アジアを含めていゝゆるあの地域で言われているところには、こういう小ばなしである。いゝゆる日本人が外国へ行つてひとりだとしてもう一人の日本人を見つづけることに、一生懸命さがそうとする、二人になる

と共同事業を計画する、三人になると財閥をつくる、四人になると日本人クラブをつくるという傾向があるという小ばなしが、東南アジアから香港あたりにかけてずっとあるぐらいに、一つのやハリグループをつくつて、一つの閉鎖社会に閉じこもるといふ、私はやっぱり通弊というものは、これは日本人の持つ、語学の面からくるものもあるとも思ひますけれども、一つの通弊であつて、これは若い人だけが持つておるところのものではないと思ふんですが、その点は、文相はどういうふうに見ておられますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) やはり過去からそういう欠陥を持つてきています、こう思ひます。鎖国を解きましてまだ百年余しかたつていないわけでございます。国際社会に処していき道が日本人についてはまだ十分身につけていない点もあろうと思ひます。御指摘になりましたような語学の問題もあろうと思ひます。東南アジアに進出する企業のお話もございましたが、必ずしも現地におられる方々を積極的に活用するというような姿勢が少くないというような批判もあつたりするわけでございます。そういう点から閉鎖性をどう排除していくかということにつきまして、教育の面においても積極的な改革をはかつていかなければならない、こう考えているところでございます。

○宮之原貞光君 それでは、大体本筋はわかりましたが、それで私は、国際人づくりには、さつきもちょっと触れましたように、非常に各国民がそれぞれやったり平等の立場に立つて、あるいは相互に尊敬し合うというものの考え方が大事だと思ひますが、それだけに正しい国際交流を確立していくということ、は、きわめてこの点にとつては大事なことだと思ふんです。それでこの課題は、国際化時代に対応して、国際社会に生き、積極的に活躍、貢献し得る日本人の育成ということにとつてはきわめて大事なことであつてございまして。そこで、お尋ねしたいのは、第十期の中教審に大臣が諮問をしておられるところの教育、学術、文化の国際交流についてという課題ですね。この課

題についての現在の段階におきましますところの審議状況について御報告を願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥田真丈君) 第十期の中央教育審議会は、一昨年の六月に大臣から教育、学術、文化における国際交流についてという諮問がなされまして、それ以来総会を数回開きまして、四つの分科会を設けて審議することになりました。一つは日本語教育に関する分科会、それから教育交流に関するもの、学術交流に関するもの並びに文化交流に関するもの、この四つの特別委員会を設けまして、その特別委員会におきまして、それぞれの課題について審議が進められて、昨年の七月にそれぞれの特別委員会の審議結果が総会に報告されました。それから、総会におきましては、その特別委員会の審議内容をもとにいたしまして、さらに検討が続けられ、答申作成ということにつきまして、は、小委員会を設けて答申の案の起草をするということもきめられてまして、現在、その答申案の作成を小委員会においてなされておる途中でございます。そして、本年の五月に審議会委員の任期が終了いたしますので、それまでに最終的な答申を出す予定でいま作業が進められております。

○宮之原貞光君 その中で、特に教育交流の意義と基本的課題というんですか、そういう筋の小委員会ですね、教育交流の。その小委員会での審議状況をもう少しお答えを願へたら詳しくお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥田真丈君) 教育交流の特別委員会におきましては、まず、初めに教育交流の意義と基本的課題という点について審議がなされまして、それから、主として人物交流の面では留學生の交流、あるいは教育指導者の交流、青少年の交流、それから物理的面的教育協力といった事項並びに海外勤務者の子女の教育、そういう問題を中心に審議がなされまして、特に最初の教育交流の意義の段階におきまして、日本人全体の国際性の啓蒙、こういうことを特別委員会では使っておられますが、日本人全体について国際性を啓蒙

する必要があるということが一つ。そして国際理解、国際協調の精神を国内の教育においてもっと充実しなければならぬ、こういうことが中心として審議されております。

○宮之原貞光君 続いてもう一つお尋ねします。一九六八年の国際公教育会議ですね、これは文部省の局長や次官がよく出るところの会議ですね、皆さんが代表して。そこで採択されました教育課程及び学校生活に不可欠の一部としての国際理解教育に関する勧告、こういうのが採択されておるはずでございますが、その勧告の要点と、それをどのように文部省としては理解をされて、実際の教育交流、あるいは国際教育という教育の面に反映させるようにやつておられるか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(西田亀久夫君) ただいま御指摘の一九六八年の公教育会議における勧告の問題について御説明申し上げます。

この会議は、その当時におきましては、ユネスコと国際教育局の共催のもとに毎年ジュネーブで開かれておりました、その年に御指摘のような国際理解に関する教育の問題について検討が行なわれました。そして、この会議では、そこで得られました結論を勧告という形で各国の文部省に検討してもらいたいという形で送られてくるわけがあります。その勧告文は、たいへんたくさん文の言を含んでおりますが、その基本的な考え方といしましては、大きく分けまして三つの点があるうかと思ひます。

第一は、教育の中で、諸国民についての正確な知識を持ち、その文化に対する正しい態度を養うということが一つの目標であります。

第二番目は、国連その他で絶えずいわれております人権の尊重と人間平等の観念の徹底という問題であります。

第三番目が、国際的にすべての国がお互いに相互依存関係にあり、お互いに協力をしなければならぬその必要性に対して正しい理解を深める、こういう問題であります。国内委員会では、この

種の勧告が出てまいりました場合に、文部省と御相談いたしまして、文部省のほうでは、刊行物によつて関係者にその内容の周知をはかりますとともに、国内委員会では特に文部省と緊密な連絡のもとに、昭和四十四年の学習指導要領の改訂の際には、特に社会科並びに道徳の教育の目標の中で、このことを明確にしていだくようにしたわけでありまして、しかしながら、現在の状況におきまして、この国際理解のための教育というものは、世界の各国がたいへんにやはり取り組みながらむずかしい問題をかかえております。そこで、一昨年のユネスコの総会におきまして、これまでの国際理解の教育を根本的に再検討して、あらためて公式の国際勧告を、これはユネスコとして正式に決定するようなものを持っていきたい、というところで現在作業が進められておるわけでありまして、なお、国内委員会では、文部省と御協力いたしまして、学校の現場においてかような国際理解教育をする場合の手引き書の作成をし、現場の先生方の御利用に供してありますし、また、ユネスコ本部の呼びかけに應じて、国内の中小高等学校の中で積極的にこれに熱意をお持ちになる学校をユネスコ協同学校という、いわば一種のモデルスクールとして国際理解教育のための仕事を進められるお世話をいたしております。これまでの経緯はさうなところでございます。

○宮之原貞光君 私はこの勧告は、いまお話を聞くとまたあらためてさらによりよい方向のものをユネスコで出すように勧告を検討中だということでございますけれども、やはりこれは国際理解を相互に深めていくための教育の中ではきわめて重要な勧告だと思っております。したがって、いま事務総長のほうから御答弁いただいたわけでございますが、この七項目にわたる国際理解教育のこの原則、ここに示されておるようなもの、特に私はこの中の、相互の正しい認識と尊敬という点、人権の尊重、平等の観念、正義の精神の強調の点、人間尊厳の感覚の養成、それから民族独立と平等というものの考え方ですね、これらは少

なくとも、この勧告に盛り込まれたところの特色だと思ふんです。したがって、私はいまユネスコ国内委員会の事務総長のほうからお話があったわけでありまして、いわゆる教育、学習指導要領の中にこれをできるだけ反映させるように文部省といろいろ相談をしたという話でございますが、私は、国際的な共通の課題になっているところのこの勧告が、先ほど御答弁をいただいたところのいわゆる中教審に答申を求められておるところの教育、芸術、文化の国際交流についての委員会にどういう形で提起をされておるか。少なくとも、私は先ほど御答弁いただいたところのこの日本人の国際性の啓蒙という中には、この問題点が重点的にやはり織り込まれるべきだと思ふんですが、それを審議をされる際にどのように反映させられておるか、その点についてまずお聞きしたいんです。

○政府委員(奥田真丈君) 教育交流の特別委員会におきましては、その特別委員会の主査にユネスコ国内委員会の会長であられます平塚委員をお願ひしております。特に教育交流の問題を考える際の基本的な問題、基本理念として話題が提供されましたときに、平塚委員のほうからユネスコが提唱しております国際理解教育の問題が話されました、そしてさらに、もっとひるがえってユネスコの憲章にあるところの理念、これも大事にしていることというふうな話し合いもなされました。

それから、ただいま総長が言われましたように、今期の総会ですらにユネスコのほうで問題になるから、国際理解教育についてはその秋に総会で定められるような問題、これを参考にして今後の国際理解教育を実践するようにと、こういうことを答申案の中に書き込もうと、こういうところまで話が進められております。

○宮之原貞光君 私は、やはりいまも申し上げましたように、この勧告の中の原則である、特に各国が相互の正しい認識と尊敬をしようという理念、あるいは人権の尊重、平等の観念、正義の精神という理念、それから民族独立と平等というこの理念は、これは正しい国際協力を推し進める場

合の基本的なやはり一番大事な基調となるべきところの点ではないかと思ふのでありますが、その点は、どう大臣はお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 全く同感でございます。相互に理解を深め合つていくということはきわめて大事なことでございますので、そういう意味で、学習指導要領の改訂の際にも、社会科や道徳の教育目標の中に、このような趣旨も織り込んでおるようでございます。今後さらに一そう充実させるように努力していきたいと思つております。

○宮之原貞光君 基本的な考え方ばかりでした。それで、これらの問題を踏まえて具体的に聞きをしたいと思いますのでありますが、おそらく政府が毎年多額の予算をつぎ込んで行なつておるところの教員の海外派遣とか、あるいは所管が違いますが、総理府の「青年の船」ですか、こういうことなどは、その方向、そういう先ほど文相から答弁があったところの理念を踏まえて、それをお互いがやはり学び合うという大きな意味を持っておると、こう思ふんですけれども、この教員の海外派遣とか、あるいは「青年の船」、これは総理府の方をちよつと私連絡を忘れましたので落としましたので、「青年の船」は答えられなければいけませんけれども、この結果、教員の海外派遣をどのように文部省としては評価をされておりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 海外に出られました先生方から絶えず御報告をいただいておりますのでございまして、何か目を開いたといひますか、開眼したといひますか、そういう意味の感想を届けてくださる方が非常に多いようでございます。他国それぞれの文化、伝統を持っています。そこから逆にまた日本の文化、伝統を見直すという気持ちもかなりいだかれるようでございます。やはりそれぞれの文化、伝統を尊重し合ふべきやらない、そういうような国際的な視野が生まれてきているという点は指摘できるのじゃない

だろうか、かように考えるわけでございます。○宮之原貞光君 いま、大臣からきかれて抽象的な答弁であつたわけですが、目を開いたとか、あるいは日本を見直した。私が先ほど申し上げたところのいわゆるいま討議を進められておるところの基本的なものの考え、あるいは国際交流とは何かというこの基本理念という立場を踏まえてみた場合に、はたしてそのような成果があつておるかどうか、やっぱり率直に申し上げて疑問を表明せざるを得ないんです。第一、海外派遣の教員の人選をどう見ておられますか、ほとんどが、これは文部省なり、教育委員会のおめがねにかつたような、いわゆる平場で言われておるのは論功行賞的な人選ばかりだと、こういう声もきわめて強いのでございますが、そのこともさることながら、派遣をされて行つて帰られてからのその人々のものの見方というものがはたしてほんとうに正しい国際理解という方向へ近づいておるかどうかという、このことについては、あるいは問題が

ありはしないかと思つておる。たとえば、文部広報などに出ておりますところの皆さんの報告書を見てみますと、毎回のようにつ訪問国の歴史、文化、教育等について事前の研究が不十分であつたというものが毎年のように述べられておるんですよ。同じことを毎年これは繰り返さなければならぬ、同じことを毎年、言うならば、訪問した先の国国のこの問題についての事前の相互の学習活動、そういうものが十分であつたかどうか、こういう点を私は用意されることなくして、ただ指名をされたから名譽だと思つて行つたという形のものがある。こういう反省を私は生んでおるんじゃないだろうか、こう思ふのです。さらにまた、それぞれの訪問国を行つて来たところの報告書を見れば、もののとらえ方が、進んだ国とおくれた国、あるいは歴史と伝統の国とか、新しい国、こういうものの表現で東南アジアを、あるいはヨーロッパ、あるいはアフリカ諸国を、新興国をとらえるという、こういうとらえ方の文盲が相当たくさん出てくるんです。私はこれを見て、非常にこれは

浅薄な、浅い民族観でそれぞれの国を見ておるのじゃないだろうか。しかも、日本は進んだ国だという立場から、開発途上国はおくれた国だと、あるいは新しく独立したところの国を新しい国というところでとらえて、その国の、いわゆる独立したところの——新しく最近独立した国のそれぞれの歴史的な文化というものを対して学んでいこうというところの態度が欠けておるんじゃないだろうか。したがって、せっかく多額の金を使ってやりながらも、これはねらってるところのほんとうの国際交流というところからまだまだほど遠いところにあるのではないだろうか、こういう感じがしてならないのです。この点は、単に教員の海外派遣だけでなく、「青年の船」についてもこれは言えると思うのです。たとえば総理府発行の「時の動き」あたりに書かれておるところの報告書を見ますと、これはどつちかというところの者が日本の経済進出の力強さに感動したという、そういうことばかりが報告書でずっと盛られておるという点は、私はこれは一つの側面ではあると思いますが、すべてそういうものだけだものと思いたくはない。むしろ総理が東南アジアへ回って帰られてきたところの、国際人づくりという一つの反省の上に立つところの、この閉鎖性の打破とかあるいは国際人づくりというものの考え方からはやはりほど遠いんじゃないだろうか、こういう感じがしてならないわけです。しかもこれは、こういう実際の教員の海外派遣や「青年の船」だけじゃございません。私は、やはり今日の現行の教科書の書き方の中にも若干大同小異的な問題があるのではないかと思う。たとえば、海外への日本の経済進出を、単に伸び行く日本ということだけで表現をしてとらえるというところえ方ですね。これはやはり、日本はアジア第一の工業国として、東南アジアに進出するのは、進んだ日本が東南アジアの国々を開発してやるんだ、手を差し伸べておるんだという、おまえたちにしてやるんだというようなものの考え方がやはり私は教科書のこの文章づらににじみ出ておるような気がしま

すね。これまた、いわゆる東南アジアの中であれだけ田中総理に対して学生諸君が騒いだという問題の背景をなしているところの、相互に理解をしよう、尊敬し合う、それぞれの国の立場に溶け込んでいろいろなものなりの手助けをするというものの考え方が、まだまだ実際の教育の面、あるいは政府がいままで多額の金を出したところの教員の海外派遣とかあるいは「青年の船」というものの実行の中でも、ほんとうの国際人づくりの方向に進んでおるのかどうかということについては、非常にまだまだ問題点があるんじゃないか、こういうことを強く感ずるわけなんです、その点はどうなんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先生方を海外に出しておりましたのが、四十七年度が九百人でございまして、四十八年度は一挙に五千人にふやしたわけでございします。十六日間を回って来る方もある、三十日でも回る方もございします。それだけの期間でございします、自然、広く浅く見て来るという結果になつてゐるわけでございまして、事前の準備が十分でなかつたというふうないろいろな御指摘もあるわけでございしますが、まだ始まつたばかりでありますので、今後なお改善に努力しなければならぬ点が多々あることはこれはもう事実であると思ひます。いろいろな御意見を聞きながら、絶えず改善を重ねていきたい、こう思つてゐるわけでございします。

広く回る中にもそれぞれの国の特色、これはやつぱりよく理解してゐるようでございします。日本のおかれてゐるところ、進んでゐるところ、比較しながら、そういう考え方も出てくるようでございします。また、出かけていくにあたりましては、日本の作品なども向こうへ持参する、逆にまた向こうの作品がこちらへ送られてくるというふうな交流もだんだんしげくなつてきてゐるようでございします。そういうように、いろいろな文化や伝統につきましてもそれぞれに一つの意義を持つてゐる、事の理解が深められていく、関心が強められ、尊重する態度が養われていくということも、国際化への

一つの道程ではなからうかと、こう考へてゐるわけでございます。

人選につきましては、やはりそれなりに教育に真剣に打ち込んでくれている方を選ぶ、これは当然そうなると思ふんでありますけれども、そういうところから、まあ、そういう点についての見方にも人によつて違いがございします、いろんな批判が出てくる向きもないわけではないのかもしれない。できる限り公正な人選をするようには今後とも注意をしていきたい、こう思ひます。

○宮之原貞光君 私が先ほど指摘をしたことの具体的な事実というものは、これはまあお互いに外国に行つてその国の実際を見、あるいはまたあらためて日本の国を見直すと、こういうことにはなると思ひますけれども、その中でやはり一番大事なことは日本の先進国だという意識、大國主義的な、日本は大國なんだと、こういうことばかりのもの、やはり考え方が先立つてしまつと、ほんとうの私は正しい意味の国際交流、国際人づくりというところは私はできないと思ひますがね。この点は私は少なくとも報告書を通じての私の感じですから、しかし、そういうやはり感じを皆に与えないような今後のやはりこの派遣の方法、あり方ということについては、十分私は検討していただきたいと思ひますが、その点はいかがでしよう。

○国務大臣(奥野誠亮君) もっともなことだと思ひます。私が受け取つてゐるいろんな報告ではそれほど、宮之原さんが心配されるほどの感じは受けてないんです。むしろいろんな点について感心した、感激したこと、報告を一般的に受けておるわけでございます。また、先ほど教科書のお話もございしました。日本の発展が非常に早く、早いテンポで進んでおるものでございします、どちらかといひますと、教科書が若干おくれできてゐるというふうなことになるくらいもあるかもしれない。いずれも重要な点でございしますので、今後とも積極的にそういう間違いが起らないような配慮はしていきたいと思ひます。

重要な一つは、海外におけるところの日本人子弟の教育のあり方という問題と留学生の問題だと思ふんです。

そこで、まず海外の日本人子弟の教育の問題についてお伺いをしたいと思ふのであります。が、これは外務省の所管なのか文部省の所管か、若干交錯するところもあるわけでございます。で、どうぞこれは質問を聞いていただいて、自分の所管だという立場からひとつお答え願ひたいと思ふんです。

まあ急激に海外におけるところの日本人がふえて、したがって、その子供たちの教育をどう進めるかと、あるいはまた海外におられるところの日本人としては自分たちの子供の教育という問題、一番頭痛の種なんです、率直に申し上げて。これはもうお互いが行つてみればそのことをよく聞かされるわけなんです。そこで、海外子女教育振興財団ですか、こういう財団の調査を拝見いたしますと、家族を含む海外勤務者は約十二万で、そのうち小中学校の適齢者が一万三千にのぼると、この調査団の報告書が出ております。それで、しかもその中で全日制の日本人学校が三十三校しかなくて、四千八弱しかこの恩恵を受けておらない。したがって、残りは週一回二時間から四時間程度の補習授業の学校、これも何かトータルの中では三十八校だそうでありまして、したがって、他は現地の学校か、あるいはアメリカンスクールの教育を受けておる。こういうまあ報告になつておるようでございしますが、こういう問題に対して、どう政府は対処しようとして対策を進めておられるのか、そこらあたりをまずお聞かせ願ひたいと思ふんです。これはどつちの所管ですかね。

○政府委員(安達健二君) ただいま御指摘のとおり、海外におきまゝところの日本人子弟の教育につきましては、その振興が非常に急務であると考えておりまして、一つは、いまお述べになりました全日制の日本人学校をさらに増設するというところでございまして、これは四十九年度におきまし

○宮之原貞光君　すると、たとえば、ことしの予算の中の文部省予算の総合実態調査七百万というものも、これはいまの段階ではこれは文化庁なん

んでおるようでございます。したがいまして、日
本語だけを学ぶことを主体にしたような補修学校
しかできないというようなところもあつたりする

た場合の子女の教育は、大体親がどういうふうにするかということできめておるわけでございまして、もともと海外に最初出ました場合に、当初き

関係から日本の学校をつくりたい。まあ、その必要望があるわけでございます。したがいままで、われわれといたしましては、そういう両親を

○政府委員(安達健二君) 帰国子女の対策は、また海外における日本人教育の重要な問題でございまして、それにつきましては、従来やっておりまして、それは、国立の教育大学、すなわち東京学芸大学の附属の大学の小学校、中学校、それから神戸大学の教育学部の附属住吉中学校におきまして帰国子女のための特別学級を実験的に昭和四十九年度から順次開設をいたしましたわけでございまして、それが四十九年度は高等学校につきましてもこれをやるということで、東京学芸大学のほうの高等学校のほうにお願いをするということで二学級で各学級十五人、教職員定員八人をつけるというようにいたしておるわけでございまして、一方、公・私立の小、中学校につきましても、これは実験研究協力指定校というように形で、そういうことに特に注意した指導をしていただくというところでございまして、それと、それから、四十九年度は若干これを増加する。それから、高等学校は従来三校でございましたが、四十九年度はこれを十校にするというようにいたしておるわけでございまして、結局、問題は、やはり帰国いたしました子女が日本の教育に適應されていくということが非常に大事でございまして、その適應なしにただ平等にやるといことだけではたして教育的であるかどうかは非常に問題があると思うわけでございまして、その点について十分な指導を加えて日本の子供と同一になるようなふうな指導をしていくということに基本を置くべきだろうと思っております。なお、その資格等につきましては、現在そういう海外にある全日制の日本人学校の中学部を修了した者につきましても、本国の高等学校入学資格を認めるといこととで、十七校を指定をいたしておるわけでございまして、そういうようなことで、できるだけこの日本に帰った場合に、この国内の教育に適應できるように努力をする、こういうことでございまして、今後とも帰国子女の特別学級の整備、拡充、あるいは研究指定校の増設、あるいは特に専任に指導していただく教員を確保するというようなこと

とに努力をいたしたいと思っておりますわけでございまして。

○宮之原貞光君 これは、今度文部省の設置法の改正が成立すると、学術国際局に、あそこに移るんですか、その所管は。いづれにしても、この問題はやはり立ちおくれであることはこれは否定できないと思っております。早急に私はやはりより海外の日本人の父母が不安を持たないようなやり方処置というものをやっていたいただきたいという点を要望しておきたいと思っております。

次に、留学生の問題です。これは四十七年度の外国人留学生、あるいは海外への日本人の留学生の人数、地域別あるいは国籍、私費別の状況がわかりましたらまず一応お聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(木田宏君) 海外から日本に来ております留学生は概数で五千人でございまして、そのうち私費留学生として来ております者が約九百人でございまして、私費留学生が四千四百名ほどでございます。また、五千名の留学生のうちその八三%ほどに当たりますが、四千四百名ほどは東南アジア等の開発途上国からの学生でございまして、地域別に申し上げますと、アジア地域が一番多いわけでございまして、あと、国籍と私費によりまして、多少その日本に参ります学生の比率の違いがございまして、私費のほうはより多くアジア地域に片寄っており、国籍のほうは若干中近東、アフリカ、中南米等へも配分の措置を講じておるとい違いがございまして、大体国籍、私費通じましてアジア地域を中心とした留学生を受け入れておるといふ状況でございまして。

○宮之原貞光君 今度は海外へ行っておるいわゆる日本人の留学生ですね、文部省は国費出してやっておるのでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 海外に出ておりますのは、大体これも年間四十七年度で約八千人というふうな把握をしております。五十四カ国にわたっておりますが、うち欧米等の先進諸国への留学生が六千九百人、八七%ぐらいの概況でございまして、この海外に出ております概数八千人でござい

ますが、日本政府の奨学金を受けて出ております者が五十四名ほどでございまして、外国側からの政府奨学金等、公の奨学金を得て出ております者が三百七十七人、民間団体の——これは内外でございまして、民間団体の奨学金を受けております者が百五十五名ほどでございまして、他のほとんど大部分が私費でそれぞれ海外の大学へ勉強に行っております、こういう状況でございまして、

○宮之原貞光君 いまの説明をされた数の中に、いわゆる在日朝鮮人と中国人の子弟は含まれておるのかおらないのか。そしてまた、これらの子弟は学費その他の補助対象になっておるのかなっていないのか、そこをお聞かせ願いたい。

○政府委員(木田宏君) いま日本に留学に来ておる学生の数として申し上げました約五千人は、日本国内に在留しております韓国あるいは台湾の居住者は入ってございしません。これを含めまして、数字は倍以上に大きくなるかと思っております。

○宮之原貞光君 台湾という話がいったんですが、中国に籍を置く人も相当おるんじゃないか、その子弟はどうなっておるのですか。みんな一色、オール台湾ですか。

○政府委員(木田宏君) 現在、中国からの正規の学生というのは、一般の留学生と同じような形の学生としてはまだ日本に来てないのではないかと、いうふうに考えています。少なくとも、国籍につきましては今日までのところ中国からの入国者はまだ入ってございしません。

それからちょっと先ほどの答弁申し上げました、在日のいま申し上げましたような学生につきましては留学生扱いということとは現在のところいたしてございせん。

○宮之原貞光君 しておらないですね。それで、いまこの報告を聞いてこれでほんとうに——まあ総理は最近国際人づいてきておるわけなんですけれどもね、いづれにいたしまして、こういう形ではほんとうにこの東南アジアの国々とも、ある

いはアジア諸国の国々を含めて全世界とのやはい学問的な交流、いろんな交流というものがいつておるのかどうかということにも非常に疑問に思わざるを得ないわけなんです。たとえば、留学生の出先も、出る場所も先ほどもお話があった八七%がみんなヨーロッパ行きだと、入ってくる者は八三%が東南アジアからだと、こういうようなことなんです。これは、やっぱり国際人あるいは国際交流の中で一番大事なことは、相互にやはり学び合う、相互に知り合うというこのことが一番大事だと思っております。これはそれぞれの学生の行く希望にまかせてやっておるのか、それとも一つの——外に出すんでしたら奨学金あるいは留学資金というものは、何方面から、何方面からという一つのワケでもあってやっておるんですかね。この点に対するところの指導というものは、それぞれの希望の向くがままにされておるといふ指導の方法なんです。その辺どうですか。

○政府委員(木田宏君) 留学生、入ってまいりますはもうそれから出てまいりますはもう、その大半が私費の留学生でございまして、これらの動きは個人個人の希望にまかせておるということにならざるを得ないと思っております。先ほど御答弁の中で、多少ちょっと触れてはおきましたけれども、国費留学生につきましては地域別に、外務省と御相談をいたしまして、地域別、国別に一応の受け入れのワケをきめてございまして。

○宮之原貞光君 ちょっとそれをお聞かせ願いたい、地域別の。

○政府委員(木田宏君) 四十八年度現在で、国費留学生の入っております実績を比率で申し上げます。アジア地域六四%、中近東四・四%、アフリカ二・一%、オセアニア一・九%、北米四・九%、中南米七・九%、ヨーロッパ一三・八%という割合になっております。これは日本に来ております私費の留学生に比べますと、地域的なバランスは私費よりもより多くできておるというふうなことを考えておる次第でございまして。派遣のほうも、これはほとんどが私費でございまして、個人個人の

好む大学を求めて外国へ行っておるわけでございますが、政府が予算を組んで派遣いたします者につきましては、地域別のバランスがとれるように指導するというところはいたしておるところでございます。

○宮之原貞光君 それはどうなっておるんですか、その五十四名の内訳は。

○政府委員(木田宏君) いま申し上げました五十四人は、四十七年度のワクどりでございまして、具体的にいたしましたその数はアジアが九人、中近東一人、アフリカ二人、オセアニア二人、北米十七、中南米なし、ヨーロッパ九、合わせて四十でございまして。これは文部省の、私どもが四十七年度から発足をさせた学生国際交流制度という制度にのつとつた四十人分の割り振りでございまして、そのほかの者につきましては、ちよつといま行き先のデータが手元にございせん。五十四人の中の大部分が学生国際交流制度として四十七年に発足したものでございまして、その内訳を申し上げますと、以上のような状況でございます。

○宮之原貞光君 そうすると、海外に国費で奨学金をやつて出すところの目的というのは、結局、先進国へ行っていろんな勉強をするという、学んでくるというんですかね。あるいは学問的に一つのものを探求していくということだけの目的でやられるんですか。いわゆる言われているところの国際人としてのいわゆる指導者を、あるいはまた一つの大学なり特定の大学に行つて、特色のある東南アジアなら東南アジアの大学に行つて、そのものをうんと勉強させてくるという立場に立つんですか、どういう立場なんですか。

○政府委員(木田宏君) 四十七年度から発足をさせましたが、政府資金で学生を海外に出すということは、実は日本の大学自体がもう少し外国からの学生もみずから受けとめる、また自分の学生も大学の判断によつて各国との交換を考へる、こういうことを念頭に置きまして取り入れた制度でございます。私ども見えておりますところ、日本の大学は学生がかなりたくさん外国へ行きますけれども、

も、大学とはかわりなく個人が休学という措置で飛び出していつてしまふ。また、外国から来る学生に對しましては、これも大学によつて一律には申せませんが、熱心に受け入れるところもございまして、必ずしも留学生を積極的に受け入れようという考え方にならない。そこで、大学のこうした考え方を改善させますために大学が諸外国の大学と提携協力をいたしまして、自分の学生も受けとめてもらひ、向こうの学生も受け入れるようにする。こういう形で大学自体が世界各國の大学とコンタクトをとるように、こういう考え方で始めた制度でございます。その際に、大学あるいは学生の希望が全部先進国だけに片寄るといふことのないようにというので、地域別にできるだけ配分がうまくいくような指導を加へまして、それぞれの派遣先の大学との提携を行なわせておる。こういう姿で、この学生国際交流制度というものを設けた次第でございます。四十八年度は、これを国公私立あわせて八十五名のワクにし、四十九年度は百二十名のワクに広げております。このほかに教員養成大学の学部学生を海外に派遣するといふことも四十八年度から実施を始めて、四十八年度四十名、四十九年度は七十五名出つてもございまして、これらの場合にも、それぞれの教育学部に対して地域別にできるだけ世界各國に行けるようなバランスを考へて派遣をする、こういう思想で指導しておるものでございます。

○宮之原貞光君 時間がありませんので先を急ぎたいと思ひますけれども、いまの大学局長のお話を聞いてもやはり結果としてあらわれているのは先進国優先ですね。ウエイトがかかっています。特にやはり最近いわれておるところのアジアの民族は、アジア人はみんな一つなんだという特に強調されているところのアジア人との友好提携といふことを考へてみれば、私はやはりこういう国際交流の面でも相当ウエイトをここに置かれたところの指導があつてしかるべきだと思ひます。したがって、先ほど言われたところの四十九年度の百

二十名がどういふ分布状態になるかわかりませんが、その点を、まだ未決定であるならば、特に重視をしてやつてもらひたいと思ひます。その点いかがですか。

○政府委員(木田宏君) 四十九年度、百二十人につきましては、アジア地域に三十五人、中近東に九人、アフリカに六人、オセアニアに十一人といふふうになつてワク取りを考へておるつもりでございます。北米には二十七人、中南米に十人、ヨーロッパに二十二人でございまして、開発途上国に約半数の六十人を割り振る、先進国に六十人といふ割合になるように持つていきたいものだ、大体そのような結果を期待できるのではなからうかといふふうにして思つております。もとより、これは強制的に派遣をするというわけにまいりませんから、どうしても大学の考え方、また、学生の考え方というものがあつて、その中でこうしたいま御指摘のようなお考えに沿ふものを優先的に取り上げるようにしたいといふ気持ちでかじをとつておる次第でございます。

○宮之原貞光君 次に、移りますが、ちよつと先ほどお聞きいたしました日朝鮮人ですね、南北を含めて。それから中国人の子弟の教育に対する態度の問題でございますが、昭和四十六年からは外国人の私費留学生にも医療費補助というものが出来ております。さらにまた、四十八年からは国立学校在籍の私費留学生にも教育費の一部の補助が行なわれておるようです。予算で見るとこれは全くこれは対象になっていないのです。私は全く不平等だと思ひます。率直に申し上げて、どの国とも仲よくするんだと言ひながら外国人であることは間違いないんですから、皆さんがね。それはやらない。そればかりか、大学への進学資格の問題についても差別があるんですね。海外の高等学校卒業者は通算十二年の学歴があれば資格があるといふことになつてゐるんです。う、大学への進学はね。けれども、在日朝鮮人とか中国人の子弟は全然その入学試験の資格にそれが認められておらない。認められておるのは四年制大学で四校中わずかに三校。しかも、国立大学でいえば大阪の外語大ばかりなんです。ほかはみんなシャットアウトされてゐる。これは私は非常に片手落ちだと思ひます。たまたま日本に在留するところの外国人で、しかも、中国人や朝鮮の皆さんであるといふことだけで外国から私費で入つて来た人でも、差別をされるというこのやり方というのはやっぱりあなた方正しいと思ひますか、どうですか。

これは、文部大臣からお聞かせ願つたほうがいいでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先に事務当局からお答えさせていただきます。

○政府委員(木田宏君) いずれの場合でも、そうだと思いますけれども、外国人でありまして、その国の社会に住みついておる方々は、当然、内国民待遇としての教育上の立場があるわけでございまして。でございますから、在日朝鮮人あるいは中国人の方等でありまして、日本に生活の根柢のある方、これは日本の学生と同じように考へてしかるべきだ。留学生として私どもがいま措置をとつておりますのは、日本の大学を目ざして外国に住んでゐた人がやつてくるというところ、勉強のためにだけ日本に来てゐるという人、留学として考へる、そのような処遇をするといふことは、これは別に日本に在留しておられます外国人との差別をしておるといふことではなからうかと思ひます。入学資格につきまして、日本に在留しておる外国人の方々は、やはり日本の国内の学校制度の上で同じように生活をしていただきたい、そういうことをたてまえにいたしませんと、学校の制度というものが成り立たないといふような点も考へておられて、いままで外国におつて大学にだけ日本に來られるという方々とはおのずからその扱いが違つてこようかと思ひ次第でございます。

○宮之原貞光君 しかし、朝鮮の皆さんあるいは中国の皆さんといふのは、これ歴史的な過程を考へ

えてごらんないよ。三十六年間、あなた、植民地として少なくとも朝鮮半島はあった。それでだいたい強制的に日本に移住させられたところの層というのが少なくない。そういう人々が日本に住んで相当の数を占めておる。数を持たればいわずに、それだけの国の特色があるでしようけれども、自分たちだけで学校をつくって勉強させたいというのもそれはそれだけの一つのあれでしようけれども、しかしながら、そこで学んだからといって日本の一つの学校体系の中に入つてこないからおまえたちはシャットアウトだ、こういうふうな形ではたして正しい方向でしようかね。どうでしようかね。いわゆる歴史的な過程を考えてごらんない。それはたとえアメリカの人がたまたま日本に来ておるからとか、あるいはイギリスの人がたまたま日本に来ておるからという同じ論理ではこれは片づかない問題じゃないですか。そこはあくまでもやっぱりしやくし定木でやられるというのが文部省の態度ですか。それはどうなんですか。

○政府委員(木田宏君) 日本の教育制度、これは学校教育法の定めに従ひまして正規の学校として日本国民全体の教育制度が成り立っております。そしてまた、同じこの日本の社会に居住する外国人につきましても彼らが断わらない限り同じような内国民的な扱いを考えていってしかるべきだというふうに考えておるのでございます。しかし、この日本に生活の根拠を持つて生活をしておられる外国人と、先ほど申しました外国から日本の大学で勉強するために来る留学生とは基本的に立場が違ふという点は一とつ御理解を賜りたいと思います。そして、これからの今後の社会の中で、いろいろな各国からの居住者が日本にふえるということは当然考えておかなければなりません。しかし、その外国の居住者が日本の社会の中で日本の学校教育を受けるということであれば、日本の学校教育のシステムに従つて勉強をしてもよろしいのは、内国民待遇であるということことであらうかというふうにご考慮を

次第でございます。

○宮之原貞光君 私、それわざわざ勉強に外国から来た人と留学生との違いはわかりません。しかし、朝鮮の皆さん、あるいはまた戦前から住みついておられるところの中国の皆さんというのは、これは台湾も含まれるわけでございますけれども、歴史的なこの経緯ということを考えて見れば、当然、日本の学校に求められしからぬといつて、そう言えたところの私はやはり日本としては義理じゃないと思うんですよ。しかも、あなた、そう言いながら国立学校では大阪の外国語学校には入学を認めておるでしよう。それも間違いだということですか、そんなら。それも間違いだから、さらに門を狭くしようというお考えなのか、それとも。今後は、そういう問題もあるからもう少し門戸を広げようというお考えに立つのか。そこはどうかんですよ。

○政府委員(木田宏君) 基本的には繰り返すようになりますけれども、国内に居住しておられる外国人に対して同じような教育制度の機会を同じように考へるということではなれない、外国人のために特別の教育制度をつくっていくということとは、日本の国の教育制度として必ずしもとるべきことではない。これは、日本人が海外に行きました場合にはそこそこ一つの問題でございます。また、現在の主権の考え方と考へるべきでございます。ただ、現在、大学の入学資格につきまして十二年の学校教育を受けたもの、また個々の大学がその入学に相当と、こう考えた場合に入学の道がないわけではございません。しかし、そのことのゆえをもつて日本の国内に生活をしておりながら日本の正規の学校制度に学ばなかつた人が大学にだけ同じように入れるということは必ずしもとるべき措置ではなからうかというふうに考へておる次第でございます。

○宮之原貞光君 私は、それらの人々に新しい教育制度をつくれと言っているんじゃないですよ。少なくとも、やはり大学の門戸をもう少し大きくしてそういう人々も入れたらどうかと、こう聞いておるんですよ。けれども、残念ながら国立大学で一校しかないでしよう。あるいは一般の四年制大学の四百校中三校というきわめて狭き門なんです。いまだたつたらおまえたちは日本人の学校に中学から入つてこい、小学校から入つてこいという、そういうようなやっばり尊大なやり方で、やあ国際人づくりだ、国際交流、どの国とも仲よくしますというふうなことができませんか。どうでしようかね。

○政府委員(木田宏君) 国内の教育制度といたしましては、日本の高等学校の卒業生が大学の入学資格を一般的に認められておる、これは学校教育法の定めておることでございます。したがって、この法の制度のもとで正規の学校でない各種学校等を卒業した者がだれでも同じように大学に入つておられる、ごうい扱いをすることは、現在の法律にお示しになっておることは必ずしも即さない。でございますから、一般的には、そういう制度が開かれてないのはやむを得ないことかと考へるのでございます。

○宮之原貞光君 これは大臣、現行法ではできないということとはわかります。しかし、これは一つの私は問題点だと思ふんですよ。現在こうだから今後ともこうだという形で済ますべきところの問題じゃないと思ふんですよ。その点、私はやっぱり今後の検討課題として少し前向きに検討してもらいたいと思ふんですが、いかがでしようね。

○国務大臣(奥野亮君) 各大学が大学への入学資格を認めるかどうか、高等学校の卒業と同じ力があることを認定するかどうか、そういう仕組みを設けることで解決できるのじゃないだろうかという気もいたします。なお、よくそういう方向で考へさせていたいただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 午前中が半までだそうですから、じゃはしりましよう。

もう一つの問題は、出入国管理行政のあり方とこの留学生との関係の問題点ですが、ある国内の留学生は、いま直ちに改めなきゃならない問題点

はあなた何と思ひますかと言つたら、もう期せずして、入管職員の再教育が必要だところ即答したというごうい事例があらちにあるんですが、それぐらい、留学生の出入国に関するところのいふ規定というものは、非常に日本はもう嚴重過ぎるほど嚴重である。だからいふんなやっばり裁判上のトラブルも起きておるわけですね。御承知のように、千葉大学の留学生事件さえも出て、裁判になつて、むしろ千葉大学の方が敗訴になつたという事例もあるぐらいなんです。あれだけ国際交流をやるやうなところ、こう言いながら、特に留学生の問題にまで画一的にこの出入国管理行政が当てはめられておるというこの問題のあり方について、一体、法務省としては、もうこれは全然検討するところの余地がないのかどうか。特に、世界人権宣言が發布されたその後の状況を見ますと、いわゆるユネスコ新聞によりますと、二十五もある人権に関する国際条約のうち日本は六つしかまだ批准をしていない。特に、七十四カ国種差別撤廃に関する条約とか、六十一カ国が批准をしておられるところの教育上の差別待遇反対に関する条約さえも日本ははまだ批准をしておられない。言うならば、きわめて政府自体、留学生の問題についてさへも非常な閉鎖的な態度をとつておるんです。それでいて片一方では、口では、国際人になれ国際人になれと、こういうような演説を政府の最高首脳者はおられる。非常にこれはもう矛盾した話だと言わざるを得ないんですよ。ここから出ていって外国に学ぼうとするなら、入つてくる者もできるだけわきにやっばりワタを現状よりも少しゆるめたところの形で、うんと入らせて勉強させようということがきわめて大事なことで、こ

思ふのですけれども、ごうい問題について、これは法務省としてはごうい御見解ですか。それとも、今後どうしようとお考へになつておるのか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(竹村照雄君) 一般に入管行政につきましまして、外国人の出入り並びに在留管理につきまし

て入国管理局は責任を持っておりませうけれども、何もかも入国管理局の判断でやっておるといふ前提でお考えいただくに困ります。というのは、われわれは国策というものを踏まえて、国の姿勢というものをどうやって出入国管理に生かすかというたてまえに立っております。したがって、留学生の扱いにつきましても、留学生をどのように受け入れるかというのを基本的に決定されるのは文部省でございます。われわれといたしましては、文部省と密接な関係をとらまして、文部省が留学生として受け入れるというふうな方針を出されたケースにつきましては、この受け入れを許可いたします。

具体的に申しますと、われわれといたしましては、文部大臣が留学生として資格があると認めた者、これは具体的な手続上では、資格認定証明書という形で文部省と協議して、これを留学生として入国する者に交付するようになっておりますけれども、これも文部省と協議しております。そして、これらと一体になりますけれども、各大学が入学の許可をすることが前提でございます。そのうした上で、さらにこれを入管的に見ますと、本邦に確実な身元保証人があること、入管令上から言いますと、たとえば上陸拒否事由とか、退去強制事由というものがございまして、その中には一定の刑罰を受けた経歴のある者は上陸を許可しないというものがあつたり、あるいは日本の国で日本の公共の負担になるような財政上の問題を生ずるといふ者は、これは入管令上入国を許可しないというたてまえになっておりますから、先ほど申しました文部省と十分協議をした上で、留学生たるの資格を持つている人につきまして、さらに、本邦に確実な身元保証人があることというふうなことを勘案の上、受け入れを許可しておると。そういう点で言いますと、昨年、昭和四十八年に留学生として入国申請があつて、この許可をした数は二千五十九名ございまして、不許可は十一名でございます。この不許可の大部分は、夜間部の学生ということで、入学を許可された者、または聴

講生として入学を許可された者につきまして、この夜間部の学生につきましては、これはまた国の方針として単純労働を受け入れないという方針が労働省等のほうから明確に出されておりますから、そういう方面への移行を防止するという意味で、夜間部の学生は原則として受け入れられない。たとえば、上智大学には国際学部というのがございます。ここは夜間部が非常に充実しておりますので、こういったところでは、夜間部の学生でも入国を許可した例がございませうけれども、そういうふうにして入国の許可をやっておるといふ意味では、きわめて門戸は開かれておるといふふうに考えます。

それから、今度は、入つてこられた学生の方々の在留管理の問題でございます。これらの人方の悩みは、このようにいろいろ生活上の問題がありまして、親から送つてもらえる学費だけではやっていけないという問題が出てきます。そういったところで、資格外活動の許可をどうするかという問題が出てまいります。この点につきましては、私どもは、勉学に支障を来さない範囲においては、ほとんど許可をしております。ただ、たとえば一日八時間も働かなければならないというふうな資格外活動の申請が参りますと、これは単純労働を受け入れないという国の方針に相反することになりますから、そういうような資格外活動は許可しないということになります。

それから、在留期間の更新につきましては、本人が通常の過程に従つて勉学している限り、すべて期間の更新は許可しております。在留資格四一六といつておりますけれども、留学生の在留資格の在留期間は一年でございますが、それを卒業まで繰り返しておるのが原則でございます。ときどき留年する例がございませうけれども、学業継続の意欲がある者についてはすべてたとえ留年しても在留期間の更新は許可しております。

それからもう一つ、在留資格の変更という問題がございませう。というのは、大学を終わらしてさらに今度次の別の形で日本にいたいというよ

うな問題がございませうが、これは、やはりまた、先ほど申しましたような、単純労働を受け入れないという国の施策との関連において判断しておるというふうな事情でございます。

ただ、先生が御指摘になりました入管職員のあり方の問題につきましては、私も検討すべきところは深く検討し、一昨年来そういった行政相談窓口というものを各事務所に設けて、行政サービスの向上という点につきましても努力をしております。

以上でございます。

○宮之原貞光君 午前の部の最後の質問になりますが、確かに、あなたが言ったように、それは国策の問題で政治姿勢の問題だと、こういう話がありましたが、その政治姿勢の問題にいたしましては、夜間部の学生とか、聴講生の者は十一人も不許可したという。こうやっておいて、きわめて門戸は開かれておると言ふのは、ちょっと、教育という立場から見れば、あなたは胸張つて言つたて、まあ確かに門戸は開かれておるとはこれは理解できません。これは何もあなた、労働省の条件が、それを夜間部学生を入れないんだという方針自体も、これはもう変えてもらわなければおかしいと思う。働きのながら学ぶという学生も、それはむやみやたらに何万人も来られたら困りますけれども、これはやっぱりある程度のものでしょうか。私は必要でないかと思うんですが、そういう問題点を含めて、これはやっぱり文部省としても、この外国人留学生の受け入れのあり方の問題として、私は一つの検討課題だと思いますしね、ぜひひとつこれは前向きに検討してもらわなきゃならぬと思うんですが、そのことを大臣からお聞きすると同時に、もう時間がありませんから、はしょつて申しますけれども、もう一つは、これは人事院に聞きたいんですが、この外国人の雇用の問題なんです。これは国立大学の選任教員は外国人はわずか百名足らずですね、現在、これは、人事院規則の外国人の雇用というのは非常にきびしいんですよ。これはOECDの教育調査団

もこのことを端的に指摘しておるんですよ。言うならば、人事院規則には、「日本の国籍を有する者の中から得ることがきわめて困難若しくは不可能な特殊且つ異例の性質のもの」と認められる場合に限り」と、全く外国人教師の受け入れというのはもう鎖国ですよ。これが、私はまた一つの国際交流、学問的な交流というものを妨げるところの要因の一つだとも思うんですがね。もうこれはすでに時代の進展にそぐわない。やっぱり再検討を要するところの段階にきておると思うんですがね。こういう点についての人事院の考え方もあるわけでお聞かせをいただいて、午前の私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(大塚順七君) お答えいたします。

外国の国籍をお持ちの方を公務員として迎えるという方法が端的に申しまして二通りございます。一つは、選考採用によりまして一般職の公務員として受け入れる方法でございますが、先生のいま御指摘の点につきましては、もう一つの方法でございます。国あるいは国の機関が外国の個人と勤務上の契約を結ぶという形におきまして、大学等の教官採用というケースでございます。ただいま数字をお述べになりましたが、最近の状況を申し上げますと、少し古いのでございますけれども、四月一日現在におきまして、その契約に入つておられる方々の数は文部省にお聞きいたしましたところ四百二十九人いらっしゃいます。最近におきましては、そういう方の数がふえておるといふことは事実でございます。それに対する考え方の基本といたしましては、国家公務員法の法体系におきましては、国家公務員というのとは一般職と特別職どちらであるかということに限定いたしますのが原則になっております。現在、その契約によつて入つておられます方は、一般職でもなく、特別職でもない、ただその仕事の上の契約でお入りになっておるといふ特別な形になっておるのでございます。どちらかと申しますと、国によつて雇用されます者は適正な基準によりましてこれを管理するということを意図した公

務員法の精神から見ました場合に、こうした形の採用と申しますのは原則を先ほど申しましたものから見ました場合には、唯一の例外、かつ、異例な措置であるんじゃないだろうか、こういうふうな考へておいて、そういう面から公務員法あるいは人事院規則の中に先ほど申し上げたような表現の規定を持っておるわけですが、これは一応たてまえとして異例の措置ということであらう表現を使っておきますもの、趣旨といたしましては、これについていただこうとします職、あるいはそういう該当の人、これにつきまして外国籍の方でなければ適当でないと判断される場合におきまして、国またはその機関がその方と契約を結びさえすれば教官として御採用ができてという道を開いたものという意味に解釈して運用されておる面もあるわけですが、表現が非常にきびしいのは、たてまえとして例外、異例の措置であるということ、そういう表現をとっておるのでございまして、現在の規則によります契約要件というものの中にいろいろ書いてございしますものの趣旨は厳格に表現すべきである、このように考へておる次第でございします。

○委員長(世耕政隆君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時四十分再開することにいたします。しばらく休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後一時四十九分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化及び学術に関する調査中、文教行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は御発言を願います。

○宮之原貞光君 次は、学校給食の問題で伺いたしたいと思います。

○委員長(世耕政隆君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(世耕政隆君) 速記を始めて。

○宮之原貞光君 私は、学校給食問題はきわめて重大な岐路に立たされておると思うんです。私が去る二月、予算委員会のメンバーとして都内の小学校の給食状況を見学に行ったんですが、いわゆるそのときの状況と、その後また、都内の中学校を二十五校ほど私どもの党でいろいろこの面の調査をしたわけです。その当時は学校給食は値上げをするか、さもないければ質の切り下げか、その選択がちょうど迫られておったわけです。もういまの段階ではそのどちらかの選択じゃなくて、値上げ、その上に質の切り下げ、両方とも一緒にきて、きわめて私は重大な岐路に学校給食という問題立っておると、こう私は認識しておるんです。これは、文部省はどういう見方をしておられますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校給食につきましては、給食費を年度当初にきまましてできる限り一年を通じて動かさない、こういうたてまえをとってきているわけでございます。したがって、御指摘になりましたように、昨年来の物価の変動等がございまして、たいへん学校関係者が苦勞されたところでございします。思い切って値上げをされたところもございしますけれども、大多数はあるいは回数を減らしたりあるいはまた質の若干の低下をさせたりしたところもあるようでございします。年度が変わりましてからは新しい年度の給食費をきめるわけでございます。一般的にはかなり大きな値上げになっているんじゃないだろうか、こう考へておるわけでございます。一般的には千八百円ぐらいたったわけでございますけれども、五百円内外的値上げになるんじゃないだろうか、こう考へておるわけでございます。

○宮之原貞光君 きのもある新聞に報じられておったんですが、四月になってから大体平均して三〇%から四〇%上がっておる。ところによって七〇%も給食費が上がっておる。さらにまた、パンや牛乳の再値上げということも予想されてお

るので、秋ごろにはもう一回これは給食費をまた上げたところも上げなきゃならぬのじゃないか、こういう新聞記事があるんです。私、それでお聞きしたいんですが、ここ数年の小学生一人の一分の学校給食費の単価はどういう状況になっておるか、これは専門家があらなきゃわからない。——じゃいいです。これは私が調べたところによると、四十六年が大体約五十六円、四十七年六十五円、四十八年が七十九円、これは推計で百十円になるだろうと、こう報ぜられておるんですよ。ですからこれがまた、父母の負担にはね返っていくというところはきわめて大きいわけなんですけれども、その上に先ほど申し上げたように、食事の内容をやったりカロリーを落とす、落とさぬにしてもまた品質を落とすというようなことで非常な苦勞をしておるというのが各学校の状況なんです。一体そういう状況を文部省の担当課として、これはきちっと踏まえておるんだろうかどうか、そうか、こういうことをお聞きしたかったんですけれども、まあいいでしょう。

そういう状況でありますだけに、私はもう少し具体的にその中身で聞きたいんですが。

その一つは、牛乳の問題です。これは昨年度大阪とか京都など大体十八府県が昨年の暮れに値上げを認めたと、給食用の。そしてこの金は都道府県がみんな負担をしたんです。あるいは都道府県というよりも、この自治体のはうがです。そうすると、御承知のように、四月一日から加工原料乳が四四・三%も上がっておるんですよ。こういう事態の中では、また、牛乳の再値上げ必至という状況なんですね、これは文部省はこの学校給食の中の牛乳というきわめて重要なこの分野でございしますだけに、これに対してたてまえをこまねいて見ておるだけなのか、こういう情勢に対してどう手を打とうとされておるのか、その点お聞かせ願いたいと思うのです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校給食に要する経費をどう分担していくかという問題が根本ではなからうか、こう考へているわけでございます。もう

御承知のように、学校給食法で学校給食に要する経費の負担区分をきめておるわけでございます。施設設備に要する経費は全部公費でまかないます。人件費も全部公費でまかないます。材料費は父母負担、しかしながら要保護家庭、要保護家庭、生活に苦勞をなすっている家庭については全額公費で分担します。なおまた物資、物価の国の政策に乗るものはそれなりに助成もしましょう、あとはひとつ材料費に関する限りは、全部保護者負担ということで進めてきているわけでございます。物価が上がりまして残念なことではございますけれども、やっぱり材料費も上がっている、父母負担もふえるということでございます。先ほど数字をおっしゃったのは大体そうだろうと思うんであります。いままで小学校が千五百円だったのが私たちのところで五百円ぐらいたった、そうすると二千円、大体二十回分と考へていただいたらよろしいわけでございます。一食百円ぐらいたった上は、中学校の場合はもうちょっと上になるかと思うわけでございます。牛乳の問題は、文部省としては年度の中途の府県はかんべんしてください、こう申し上げてまいりました。酪農関係の人たちからはかなりの反発を受けておったわけでありまして。しかし、見るに見かねて値上げをされたところもある。年度途中だからその分だけは補助を出すというような地域もあったわけでございます。まあ牛乳の値上がりとか、いろんなものの全体を見越しまして五百円ぐらいたった上は、かんべんしないだろうか、こういう推定をしていくわけでございます。年度当初でございますので、まだ全体の集計はとっておりませんけれども、個々に見ていきますと、先ほど私が申し上げたような傾向ではなからうか、こう考へているわけでございます。いづれにしても、上がった場合には、要保護家庭や要保護家庭は全部公費でまかなうことは間違いないわけでございます。同時にまた、できるだけ調整基金などを持ってもらってある程度まめて買う。同時に、またコールドチェーンなどの施設を整備いたしましたして

必要に応じて貯蔵するというような仕組みもとらせるというように公費の助成は行なっているわけでございます。しかし、基本的には材料費は父母負担でやむを得ない、こういうたてまえで対処してきているところでございます。

○宮之原貞光君 そうするとたいへんだけれども、父母負担がたてまえだからかたがたないという話ですね、つづめて言えば、これパンにしてもまたそうなんです。この値上げというのはこれは避けられない状態だし、ことしの文部省予算の給食用の小麦補助費ですか、これは十億七千五百万円、たしかこれは昨年と同額だったと私は理解しておるんですが、もし同額であれば、いわゆる幾らその学校給食法十条の特別条項があつておるとは言いながら、いわゆる狂乱物価時代といわれているところの世の中で、この小麦の補助費が四十八年度と同じだということはどうも理解できないんですが、これ事実だとすれば、どういうわけですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 原麦につきましては、昨年度からの売り渡し価格が三五%引き上げられたわけでございますけれども、給食用の原麦だけはさしあたり九月まで据え置き措置がとられているわけでございます。いまお示しになりました数字は、小麦粉を供給するその供給事業に対する助成でございます。山村であつて、どこであつて同じ値段で小麦粉が入手されるようにしようという意味で供給事業を国費で助成してらつておるわけでございます。ちよつと正確に覚えておられますが、四十八年度には若干ゆとりがあつたんじゃないかと思ふんです。同じ仕事をやるわけでございますけれども、四十九年度それだけの経費で目的どおり行えるというたてまえで計上しているわけでございます。別段その仕事の分量を落とすというわけじゃないでございます。なお、政府委員も参つておられますので、間違つておりましたら補正してもらいたいと思ひます。

○宮之原貞光君 いま来られたから聞きますが、いまちよつと大臣から答弁があつただけけれども、給食用の小麦の補助額が結局昨年と同じ額でしよう、四十九年度も、予算の面で。それで、世の中にこれだけ物価が上がつていっている中で、なるほどいまも大臣の話を聞くと九月まで据え置きたと、学校給食法の十条の特別措置というものを適用して、こうなつておると思ふんですけれども、しかし、ちよつと常識はずれの話なんです、ちよつとふしぎでたまらぬわけなんです。それから聞きするんです。

○政府委員(澁谷敬三君) いま、御指摘の給食用小麦粉の供給事業補助金のお話でございますが、昭和四十八年度は、供給事業費といふのは流通経費の補助でございますが、一袋当たり百二十五円という積算でございます。それで一袋当たり百二十五円というのをどうしても四十八年度は守つてほしいというのが大蔵省の言ひ分でございます。いま、そういうわけで見込んでおりましたので、一袋当たり百二十五円です。必要に必要量を掛けまして八億何がしと、こういうのが実際に補助された金額でありまして、来年は同額の十一億たしか五千万だと思ひましたが、来年度はその十一億五千万を……

○宮之原貞光君 来年度というのは。○政府委員(澁谷敬三君) 失礼しました。四十九年度です、すでに本年度に入りました。先ほどの前年度の話を、四十九年度は十一億五千万全部使わしてもらいたいという予算折衝のときの話し合ひで、そういたしますと一袋当たり百二十五円でありましたのが約百五十一円ということになりました。流通経費も輸送費その他人件費も上がりますので、一袋当たり百二十五円が約百五十一円ぐらゐらゐるということ、そういう値上げに見合ふ実質的な予算になるという予算編成時にそういう約束をいたしましてそういう経過になつております。

○宮之原貞光君 そうすると、実際に子供たちにね返つてくるところのいわゆる給食のパンの費用というのは、負担額というのは今度はふえないわけですね。○政府委員(澁谷敬三君) 児童生徒に供されますパンの価格でございますが、まず第一に、食管特別会計から政府が売り渡します原麦がございまして、この原麦の価格は、本年九月まで据え置かれることになつております。それから次に、その原麦を粉にいたします、製粉会社で粉にしてもらいます製粉の手数料が要るわけでございます。これにつきましてもは製粉業界の協力も得まして、同じく九月までは大体据え置いていただけるといふ見通しでございます。

その次に流通経費でございますが、これは、大体、実際にかかります流通経費とはば見合う予算が使えるので十一億五千万、それはそれでいいわけでございますが、問題は、今度その粉をパンにいたしますパンの加工費でございます。これが実は去年の秋ごろから、特にことしの一月ごろに入りまして燃料費あるいは人件費あるいは包装費の値上げがございまして、パン業界からぜひ値上げをしてほしいという要請がございました。が、昨年度中は、三月までは据え置きに御協力をいただきました。したがひまして、新学年からはパンの加工費はある程度の値上げはやむを得ない。その他の経費は、先ほど申し上げたようなわけです。九月までは据え置かれますが、パンの加工費は、新学年からある程度の値上げはやむを得ないという状況になつております。

○宮之原貞光君 いずれにしても、いままでの経過は私聞きますと、時間がありませぬから、今後上がるといふことは必至になりますね、これは、いまの説明を聞いても、さつきあなた来る前に、牛乳の話も聞いたんですけれども、牛乳もまた上がる。パンも上がる。調味料も上がつておるんです。ですから、きのう報ぜられておつたよりも三〇%から四〇%、具体的な市町村名もあげて、特定のところにおいては七〇%も上がつてい、こういう状況が報道されておりましただけに、確かにこれは現在の給食法の六条の規定では、大臣がおつたように、いわゆる施設、設備とかあるいは運営費というのは補助はあるけれども、いわゆる給食費は父母負担という仕組みなんですけれども、しかし、こういうふうにとりかたがたつておつて、これはいまの法の仕組みでしかたありませんから、まあ——というふうな形は私は済まされたいのじゃないかと思ふ。現実にはまた地方でも、住民運動として、その学校の設置者であるところの市町村も何か補助をしてもらいたい、あるいは国も何か見てもいいという要求が非常に高まりつゝあるんです。この問題は、したがつて、もう法をたてにとつて、これは気の毒ですががまんしてくだされという段階じゃないと思ふんです。したがつて、私からも言わしめれば、予算委員会あたりでいわゆる狂乱物価は一応鎮静にあるなんて、こういう話ありましたけれども、事少なくて、学校給食については狂乱時代はいまからなんです、この四月以降ですよ。したがつて、これを私は手をこまねいておくというわけにはまいらぬと思ふんですけれども、一体大臣、これを先ほど申し上げたところの問題点も含めて何かやはり考えなければならぬ段階にきておると思ふんですが、やっぱり大臣のこれに対するところのものの考え方を聞きしたいんです。もし直接できないとすれば、せめて牛乳とか調味料とかの値段ぐらゐは凍結させるような方途をやつて、それでやっぱり差額は政府で何かそれだけのものに手だてをしていくという方法は講じられないのかどうか、その問題についてどう思ひますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 関係の資料、物資を所管しております通産省なり農林省なり、国民生活に特に影響の大きいものにつきましては、それなりに引き下げてもらう努力なども行なわれておるわけでございます。ものによつては若干引き下げられたり落ちつきを見せたりもしているようでございます。材料費を父母負担によらざるを得ない、しかし、国の物価、物資政策に乘るものについては文部省としても積極的に負担軽減への努力をしていかなければならないと思ひます。その点

設備とかあるいは運営費というのは補助はあるけれども、いわゆる給食費は父母負担という仕組みなんですけれども、しかし、こういうふうにとりかたがたつておつて、これはいまの法の仕組みでしかたありませんから、まあ——というふうな形は私は済まされたいのじゃないかと思ふ。現実にはまた地方でも、住民運動として、その学校の設置者であるところの市町村も何か補助をしてもらいたい、あるいは国も何か見てもいいという要求が非常に高まりつゝあるんです。この問題は、したがつて、もう法をたてにとつて、これは気の毒ですががまんしてくだされという段階じゃないと思ふんです。したがつて、私からも言わしめれば、予算委員会あたりでいわゆる狂乱物価は一応鎮静にあるなんて、こういう話ありましたけれども、事少なくて、学校給食については狂乱時代はいまからなんです、この四月以降ですよ。したがつて、これを私は手をこまねいておくというわけにはまいらぬと思ふんですけれども、一体大臣、これを先ほど申し上げたところの問題点も含めて何かやはり考えなければならぬ段階にきておると思ふんですが、やっぱり大臣のこれに対するところのものの考え方を聞きしたいんです。もし直接できないとすれば、せめて牛乳とか調味料とかの値段ぐらゐは凍結させるような方途をやつて、それでやっぱり差額は政府で何かそれだけのものに手だてをしていくという方法は講じられないのかどうか、その問題についてどう思ひますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 関係の資料、物資を所管しております通産省なり農林省なり、国民生活に特に影響の大きいものにつきましては、それなりに引き下げてもらう努力なども行なわれておるわけでございます。ものによつては若干引き下げられたり落ちつきを見せたりもしているようでございます。材料費を父母負担によらざるを得ない、しかし、国の物価、物資政策に乘るものについては文部省としても積極的に負担軽減への努力をしていかなければならないと思ひます。その点

設備とかあるいは運営費というのは補助はあるけれども、いわゆる給食費は父母負担という仕組みなんですけれども、しかし、こういうふうにとりかたがたつておつて、これはいまの法の仕組みでしかたありませんから、まあ——というふうな形は私は済まされたいのじゃないかと思ふ。現実にはまた地方でも、住民運動として、その学校の設置者であるところの市町村も何か補助をしてもらいたい、あるいは国も何か見てもいいという要求が非常に高まりつゝあるんです。この問題は、したがつて、もう法をたてにとつて、これは気の毒ですががまんしてくだされという段階じゃないと思ふんです。したがつて、私からも言わしめれば、予算委員会あたりでいわゆる狂乱物価は一応鎮静にあるなんて、こういう話ありましたけれども、事少なくて、学校給食については狂乱時代はいまからなんです、この四月以降ですよ。したがつて、これを私は手をこまねいておくというわけにはまいらぬと思ふんですけれども、一体大臣、これを先ほど申し上げたところの問題点も含めて何かやはり考えなければならぬ段階にきておると思ふんですが、やっぱり大臣のこれに対するところのものの考え方を聞きしたいんです。もし直接できないとすれば、せめて牛乳とか調味料とかの値段ぐらゐは凍結させるような方途をやつて、それでやっぱり差額は政府で何かそれだけのものに手だてをしていくという方法は講じられないのかどうか、その問題についてどう思ひますか。

については、現在のところは先ほど申し上げた程度のことを行なっているわけでございます。今後とも事態の推移をながめながら、国の物資、物価政策に乗るものにつきましましては、できる限り負担の軽減がはかれるような努力はしていきたいものだと思います。

○宮之原貞光君 あとから触れます学用品のざら紙という問題については、いろんな放出とか、いろんな手立てを講じながら、積極的にやっばりやっておるわけなんですけれども、事、学校給食のこういう問題については、率直に申し上げて、共同販売とか何とかという、言うならば、学校でよくある、あるいは教育委員会でもよくある方式だけにたよっているというのがもう現状です。率直に申し上げて、しかし、私はこのままに置くわけにはまいらない。したがって、これは、文部大臣は閣内でもやっばり影響力強いんですから、ひとつどうしても、閣内でこの問題について、子供たちの学校給食はあくまでも守るという立場に立つとするならば、ぜひともやはり手を打ってもらいたいと思うんですが、ひとつ決意のほどをお聞きしたいと思うんです。

○国務大臣(奥野誠亮君) いまも申し上げましたように、国の物価、物資政策に乗るもの——現状では原麦の売り渡し価格などが九月まで据え置かれておるわけでございます。そういうものにつきましましては、できる限り今後事態の推移を見守りながら、積極的な努力をするようにいたしたい、こう思います。

○宮之原貞光君 ひとつぜひともこの問題は馬力をかけてやってください。いわゆる文部大臣がこういう面でもやっばりというふうに大きく記事になるように、ほかの問題はだいたい、物議をかもしようなことではだいたい記事になりすけれども、ときにはこれは快報をみな叫ばれるような記事にするように、ひとつがんばってください。

もう一つ、これも、私は、ここでは即答は出ないかと思いますが、学校給食はパンか米にするかという問題です。これは古くて新しい問題

だと思ふんです。現実の問題としては九十九パーセント、米食の学校給食をとっているのは全国で六百校前後だ、こゝにわたってはいすけれども、いわゆる食糧の自給、あるいは国全体の食糧政策という面からいって、あるいは食糧の自給政策という問題、あるいは子供たちの嗜好傾向というところの問題等、いろいろ勘案してみたい場合に、いままでのような、情性でただパンだけがいいというような形でできるのかどうか。この問題は、与える影響は大きいと思いますけれども、ぜひこれは検討しなけりやならない私は課題だと思ふんですが、この問題について、文部省あたりで検討されているところの経過があれば、それをお聞かせ願って、今後の方向があれば、ひとつはつきりさしていただきたい。

○政府委員(渡谷敏三君) 戦後ずっと米不足の時代がありましたと、栄養上の問題から、学校給食はずっとパンということになってまいりましたが、米が御承知のような生産状態になってまいりました。それから、栄養上の問題につきましましてはおかざとのかみ合わせによって解決できる問題でもございす。そういうことで、昭和四十六年度に学校給食の食内容につきましましての通達、所要栄養量及び食品構成につきましまして改正をいたしました。パン・ミルク、おかずの場合、それから米飯の場合の食品構成、所要栄養量の改正をいたしまして、米飯給食ができるような措置をいたしたわけでございす。かねて、米飯給食の場合に、炊飯施設が必要でございす。それから、できまして、パンの場合よりもさらに栄養上くふうを要します。その点で、学校給食が必要であるというところで、そういう方面の国庫補助を四十六年度から計上いたして、それから食糧庁の御協力を得まして、現在、米利用研究指定校というところで、無償で玄米を配給をしていただいております。無償で玄米を配給をしていただいております。

ただ、それから米利用実験校、研究指定校という調査いたしましたところ、私どもとしては、毎日米というのもどうかと思うわけでござい

ますが、一週間五日のうち、二日ないし三日は米飯、その他はパンというのがいいんではなからうか、こう思うわけでございす。そういうことで、実験学校を設けて二年間やりまして、その、なかなか好評でございす。食事内容に変化が与えられるというふうなことでなかなか好評でございまして、それから父兄の御意見も、毎日毎日、あるいは毎日毎日米飯ということなく、両方取り入れるほうがいいんではないかと、御意見が多いわけでございす。残念ながら、米飯の場合には、その準備、お米をとぎまして、炊飯器の準備、それからあと片づけ、それから炊飯器の準備、設備がよけいに要る。それから炊飯器の準備、設備がよけいに要る。それよけいにかかるというふうなことがございまして、なかなか現場のほうは、そういう財政的な問題も、これは国でも補助をいたしておるわけでございす。そういう手間ひまがかかる、それからめんどうであるといったようなことがございまして、正直なところ伸び悩んでおる状況でございす。文部省といたしましては、パンに限らないう、米飯も非常にけつこうではないかというふう

に思っておるわけでございす。

○安永英雄君 関連。いま各地域で給食費が非常に値上がりをするという問題にからんで、家庭で弁当をつくって持っていくか、あるいは、学校の給食はやるべきだという意見と、やはり学校の給食は続けるべきだという、こういう論議が非常に起つておる。非常に、給食という問題については、ひとつの転機が来ているような感じを、私は受けたわけだ。

そこで、一番問題なのは、私、田中総理にこの点について質問したことがある。要するに、学校で給食をやるという意義、なぜ学校で給食をやると、教育的な価値があるから、こゝで給食をやっているんだらうと思う。したがって、一がい二つにはつきり分けることはできませんけれども、文部省のほうで考えておる学校給食について、その態度というのは、大きく教育的な価値とい

うものを認めて学校給食をやらしておるのか、あるいは終戦後の学校給食に入つたときのように物が、要するに、学校で世話をして、そしてみなに同じものを食べさせるという、いわゆる食べさせるといふこと自身に主力があるのか、こゝにあたりが論が分かれるところで、文部省としても、今日まであまりはつきりしていない。これは、学校給食という問題が教育的に非常に価値のあるもの、だ、教育的な価値があるから、こゝで学校で給食をやるんだというたてまえをとるならば、いまみたいな国の補助、極端に言うならば、私に言わせるならば、これは無償にしなければならぬと思う。無償でいかなければならぬと思う。ところが、その考え方を保持していらつしやるんです。そのところを田中総理は、ずばり、価値があるから、こゝで学校で給食をやるんだということを言明をされたので、予算委員会。それから先ずいぶん文部省の態度も変わるんじゃないかと思つたけれども、いまの答弁あたりを見ましても、わずかの運搬、流通費あたりを少し出すというくらいで、国の大幅な助成というふうな問題は全然考えようとしていない。そこで、はつきり文部大臣としてどうお考えになるのか、この点がはつきりすれば、私は、少なくとも田中総理がおっしゃったような学校給食の意義であれば、まだまだ国として負担をしないやならぬという結論が私は出ると思うし、それは決着はついたら、私は見ているんです。この点をひとつはつきりしてください。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校給食法に明記しておりますように、学校給食の目標は、「教育の目的を実現するために、こゝの行なつておるわけでございす。そうであれば、必ず公費だといふ結論は、ちよつと早いんじゃないかと思ふのであります。そうなりますと、学用品その他、すべて公費でまかなうべきだと、こういうことにならうかと思ふ。やはり、その辺の問題は、政策課題だと思ふんです。政策課題として考えています。私たちとしては、もっと先に、

ひとつ公費でまかなえるようにしたいなと思うものがいろいろあるものでございますので、御負担に待ち得るものはそれによらしていただきたい。将来、なお、こういう問題につきましても、全部公費負担にできれば、それは望ましいことでございましょうけれども、まず、やっぱり順序としては、もっと充実をしたい、公費を使いたいというような問題もありますので、先ほど来申し上げておりますような負担区分のとりながら、できる限り材料費の負担も少なくて済むような努力をしていくという段階でございます。

○宮之原貞光君　じゃ、続いて学用品の問題についてお尋ねいたします。

○宮之原貞光君　じゃ、続いて学用品の問題についてお尋ねいたします。

その一つは、例の通産省の二月一日付の小売り価格のいわゆる値下げの指導ですね。まあ、小康状態を一応得ておるわけですが、しかし、新学期になりましてから、地方で非常に苦情が多いのは、それぞれの品物、一つ一つはそれは単価がまあ落ちついてきておりますけれども、ただそれだけで買われない、抱き合わせで売るといふ業者関係が非常に多くなって困っておるんですよ。たとえばクレヨン、クレパスの十二色の細巻きはなかなか手に入らないんです。十六色の太巻きでだけ

ればありませんと、値段が高いものだから、それを買わされるとか、あるいはまたそれだけでは困るので、新学期でしよからひとつ鉛筆と鉛筆削りを買われたらどうですかとか、机を買いに行ければ、それと一緒に寒暖計まで抱き合わせて売られれると、こういう抱き合わせ商法というか、そういうのが、新学期おめでとうという、父兄のあれをくすぐりながら売らせておるというのがだいぶ出てきておつて困つておるんですが、苦情がだいぶ多いんですよ。その点、一体どういう指導をしていただくか、これは通産省にやつぱりさせたほうがいいでしよけれども。文部省も、しかしこれはもう無関心たり得ないことなんですがね、その点、どうお考えになりますか。

○説明員(村岡茂生君) 私は、紙の担当ではございますが、色鉛筆等につきまして、抱き合

わせ販売の事実があるとするなら、非常に私どもも残念に存ずる次第でございます。流通業界の団体等を通じて、そういう値下げ指導したものを抱き合わせ販売するようなことがないように、十分、指導をする所存でございます。

○宮之原貞光君　そのない答弁です、あるとすればと言うからね。あるから尋ねて、言っておるのです。だから、皆さんがやっぱり積極的にならうというところを調べてもらって、やっぱりそうさせないようなことをしてもらわなければ、それは、あつたらしやましやうという話では、私はもう困ると思いますよ。これはまた、子を持つ親の一番泣きどころでもあるんですよ。お子さんがおめでとうございしましたと、こうお世辞の一つ二つでも言われて、ついてはこれ一つ、ありませんですよ、品切れですから、これと二つどうですかと、こういうものを買わされたんじや、これは父母にとつてはもうたまらぬ話ですから、これはもう積極的に、ちよつとあなた調査をして指導をしてくださいよ。あつたらじやなくて、積極的にやっぱり調査をして、そういうことのないようにすると、こういうふうにおつしやっていただいたいのい。

もう一つは、用紙の問題ですがね、これはざらに紙は一月末の緊急放出で、年度内は助かっておるわけですが、四月以降もこれをどうするか、いわゆる続けられるところのやつぱり意思があるのかどうか、方針があるのかどうかという問題。

それともう一つは、画用紙と半紙類ですがね、これは三月九日の小売り価格の抑制品目の中にはこれが入っておるんです。入っておるんですけれども、先般、先ほどもちょっと申し上げたように、都内の小学校の調査をやってみましても、画用紙も、昨年の四月は百枚で二百二十円から二百八十円ぐらいたったのが、ことしの二月では、一括購入しておるところでも五百七十円から八百七十円という、非常なばらつきがあるんですよ。あるいは半紙も、これは二千枚一組で見ましても、昨年の四月の千五百円から二千円が、一括購入す

るところで二千五百円から二千六百円見当。一括購入せぬところは、三千五百円から四千五百円、こういうふうな形になっていまして、なかなか、これまた子供のことで、声なき声になってしまつて、なかなか届かないわけですけれども、学校の現場では、一括購入とか、いろんなふうにはしていますけれども、これまた悩みの種なんです。したがって、新聞を使って習字を練習させるという、かつて、戦前のような形にあと返らなきやならないという事態さえも、先生方もくふうしながらやっているわけですけれども、こういう問題に対して、文部省としては、その実態をどういうふうに認識をされておるのか、あるいはまた、通産省に対して、この問題についてどういう相談をされておるか、そこらあたりを、まず、お聞かせ願いたいんです。

○政府委員(安嶋彌君) 昨年秋季以来、学用品の値上がりが非常に著しいわけでございますが、これらに対処いたしまして、文部省におきましては、昨年暮れの十二月に、教育資材班という組織を臨時に設けまして、国立学校、都道府県の教育委員会を通じて、各種の学用品の供給並びに価格の把握を把握いたしました上で、これを、通産省にお願いをいたしまして、十分な供給あるいは低廉な価格の供給をお願いをしておると、こういうことでございます。私どもがいままで調査をいたしたものは、各種の品目にわたっておりませんが、特に、重点を置いておりますものは、ノート、学習帳、鉛筆、クレヨン、クレパス、運動具等でございます。

ただいま御指摘の画用紙並びに半紙でございますが、半紙につきましては、これは学校で使いいたしますものは、御承知のようにざら紙が多いわけでございますが、ざら紙につきましては、二月来月千トンの放出をお願いいたしましたして、四月までこれを継続することになっておるわけでございますが、半紙につきましては、私どもの調査でございますと、B4版で一枚五円、それから

ら画用紙でございまして、B4版で一枚八円と、
 こういったような実態になっておるわけでござい
 ます。

価格の安定あるいは供給につきましては、先ほど申し上げましたように、通産省には、主としてこの主要な学用品、繰り返しになりますが、ノート、学習帳、それからざら紙、こういったところを中心にお願いをしておるということでございます。画用紙あるいは半紙等につきましても、さらにお願いをいたしたいというふうに考えております。

○説明員(村岡茂生君)　ざら紙の四月以降の取り扱いの問題でございますが、これはとりあえず、四月から六月まで三カ月間、やはり需要期でございますので、延長をするという方針をすでに固めました。関係者に所要の措置を講じたところでございます。したがいまして、当分の間、引き続き実施されるということでございます。

それから第二点の画用紙及び半紙の問題でございますが、先ほど文部省のほうから御答弁ありましたように、実は重点的に対策を講じたために、御指摘のように、これらの品目が対象から落ちていたというわけでございますして、その後、私どもといたしまして、まず、書道半紙につきまして、ほぼ検討を終わりまして、実施できる段階になったわけでございますが、一千枚単位、したがいまして、あるいは先生のおっしゃる一括購入ということかもしれないませんが、これを一千枚当たり千七百円に値下げするというのではほぼ固まりつつございますので、近いうちに実施できる運びになるうかと思います。

なお、画用紙につきましては、実はなかなか遅
遅として進んでおりませんのは、非常にやはりメ
ーカが中小でございまして、なかなか値下げの
めどが立つてないというのが偽りない状況でござ
います。私どもといたしまして、ざら紙のよう
な対策を早急に講じたいと考えておりまして、現
在鋭意検討を進めているところでございます。
で、いましばらくお待ちいただきたいと存じま

す。

○宮之原貞光君 まあ、特別な関心を持って一つの結論を出すようにやっておるということでございますがね、これまで四月という月が一番大事なんですよ、学年初めですからね。これあんまり需要が多くなつてからやつたんじゃないですか。これね。これひとつ急いでください。そうせにや、これは六日のアヤマになつたんじゃないですか。それから、ひとつその点を強く要望しておきます。先ほど出ましたノートの問題ですが、これはきのう付の朝日にも報じられておつたんですが、これは大阪での例なんです。この点、これは管理局長は御存じだと思いますが、見られましたか。

○政府委員(安嶋彌君) はい。

○宮之原貞光君 これ、私は指導価格をああい通達で違背なく実施することを誓約いたしますという一札をとつて、その七百二十円ですか、これを下限があたかもないような形で置くというところは非常に私に問題がある。いわゆるその指導価格をも固定価格にしておるといふこの指導のあり方は、これは確かにやみ再販の疑いもあると言われたつてはよいと思ふんですがね。これは早急にやはり私は指導すべき問題だと思ふんですがね。新聞にもあれだけ報じられたんですから、すぐ手を打たれたらと思ひますがね、どういう処置されたのですか。

○政府委員(安嶋彌君) B5判のノートでございますと、これはことしの一月の小売り物価が九十六円でございますが、四月一日の文部省調査によりまして七十二円ということになっております。通産省の指導価格は七十五円ないし八十円というところでございますから、通産省の指導価格の七十五円ないし八十円よりもB5判のノートにつきましてはやや下回つた実勢価格になっておるといふことが実態でございます。それから学習帳のA5判でございますが、一月の小売り物価が九十円でございますが、四月一日付の文部省の調査は六十六円でございます。通産省の指導価格は六十五円ないし七十円ということでございますから、

ほぼ指導価格の線に落ちついておるということでございます。

ただいま御指摘の報道につきましては、さつやく通産省に実態についての御説明を伺つたわけでございますが、それによりますと、業界自体もやり方に不十分な点があつたということをお認めのようでございますし、また、通産省もそれに対して適切な指導をさつくなさるということをお願いした次第でございますが、文部省といたしましては、通産当局におかれましてこの件についてさらに適切な措置が講ぜられるようお願いをしておる次第でございます。

○宮之原貞光君 まあ、業界と云うか、やつぱり商売というところは抜け目がなく、少しでも安心できぬもんだと思つたんですがね。これ指導はもうされたでしょうね、通産省としてもあの記事に対応するところの対策だけはね。

○説明員(村岡茂生君) 若干経緯を申し上げますと、このノートの特別価格の対策は、御案内のように、原紙を特別価格で放出する、ノートメーカーに供給するということ、それに対応してノートメーカーがノートの価格を引き下げると、その二つのポイント、さらに流通業界を加えれば三つのポイントから成り立っているわけでございます。したがって、特別価格で供給された原紙というものは特別価格のノートにのみしか使えないんだというのが、実は私どもの強い指導でございました。新聞で報ぜられました紙製品の工業組合は、実はその指導を受けまして、引き下げ価格を順守するという旨の実態書を傘下のメーカーから取つたということが実態だったわけでございますが、御指摘のように、固定価格みたいな印象を与えたということが非常にまずい。実勢価格はそれを下回つておるといふ言ひ、文章上、非常に表現が拙劣であつたということでございます。実は昨日付でもあつたということでございます。可能な限り下回るように各メーカー努力ありたいというふうな文書を流さしてございます。

○宮之原貞光君 まあ、さつやく手を打たれてい

るようでけつこうですが、ひとつ新聞に出てからあわてて手を打つということのないように、積極的に、事やつぱり子供の実際の教育にかかわるところの具体的な問題ですから、ほかの問題以上にひとつ関心をもつて積極的な手だてを進めていただきたいということだけをお願い申し上げます。

次に、社会教育の問題について、これから若干時間お尋ねをいたしたいと思います。

まず、社会教育のあり方の問題です。私は、戦前と戦後では、この社会教育のあり方というものはもう基本的なたいへんな違いがあると、こう見ておるわけでございますが、その点は、文部省としてはどういふものの理解に立つておられますか。その点をまずお伺いしたい。

○政府委員(今村武俊君) 社会教育の戦前、戦後の歴史、先生の御指摘のように相当に変わつてきております。明治から大正のころまでの通俗教育の時代、大正の末期から戦前までの時代、戦後の時代と、いろいろございますが、まあ典型的に戦前直前と戦後と比べてみますと、当時の国家体制を反映して国の優位性あるいは国の考え方によるある考へ方の注入あるいは学校教育の補充といったようなことが戦前の社会教育の特色でございましたが、戦後は住民あるいは学習者の自発的な希望に即して、それを組織化していく、それを援助していくというのが社会教育であるということとして、戦前、戦後比較しますと非常に対照的な変化を来たしておると、理解いたしております。

○宮之原貞光君 まあ、いま今村局長のほうから答弁がありましたように、私も、いわゆる戦前の社会教育というのは教化事業だと、こういうものの考へ方から、戦後は少なくとも社会教育のあり方というものは住民本位で、任意の自発的な意思によつて社会教育が行なわれると、したがつて、社会教育の特色が言へば市町村本位だと、こう言われるぐらゐの特色があると思ふんです。そこで、教育基本法の七条にありますところの社会教育の条項は、少なくとも社会教育の基本を規定を

しておるところの条項だと、こう思ふのですが、この趣旨をいゆる局長としてはどういふふうに理解をされておられるのか。

○政府委員(今村武俊君) 教育基本法第七條は、一項と二項に分かれております。第一項では、家庭教育と社会教育に分けてございまして、一、勤労の場所その他社会において行なわれる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。という意味は、社会教育の主体は民間の団体である、あるいは民間である。その民間において行なわれる社会教育を、国や地方公共団体が奨励する措置をとらなければならないという原則をうたつたものと心得ております。

第二項は、国、地方公共団体が施設の設置、学校の施設の利用その他の方法によつて社会教育の目的の実現に努めなければならないということ、社会教育における条件整備あるいは環境の醸成、その典型的なものをうたつておるものと理解いたしております。

○宮之原貞光君 その点、私も、第七條は、いわゆる社会教育のあり方の基本的な考へ方を示すと同時に、いわゆる社会教育行政の責務とその限界を、ここには規定されておるのだと、こういうふうな理解しておるんですが、そのように理解してよろしうございませうか。

○政府委員(今村武俊君) 私も、そういう意味に理解いたしております。

○宮之原貞光君 社会教育法の第三條です。これは、国及び地方公共団体の任務を規定しておるわけですが、この趣旨は、私はやはり国及び地方公共団体の任務は環境醸成云々というように、いわゆる社会教育をより進展をさせるための条件を整備するその手助けをする、こういうのが一つの任務だという規定づけをしていっているという理解をしておりますが、いかがでせう。

○政府委員(今村武俊君) 社会教育法の第三條は、教育基本法の第七條と照応いたしております。環境を整備するように国及び地方公共団体が社会教育の環境醸成に努めなければならないという

ことをうたつておるもので、趣旨としては、先生のおっしゃることと私、異存はございませんが、ただ、ややこまかく申しますと、教育基本法の第七條第二項にも明らかなように、図書館、博物館、公民館の運営そのものは社会教育の実施でもございます。ですから、国及び地方公共団体が社会教育に関与する場合もあり、あるいはまた、社会教育を実施している場合もある。ややこまかに説明すれば、そういうことになるかと思ひます。

○宮之原貞光君 しかし、基本的なものの考え方というのは、私が申し上げたような形で理解しておいてよろしうございます。

○政府委員(今村武俊君) あとでこまかな議論になるかもしれませんが、私としては、原則的には、先生の御意見に同調しながらも、おことばのとおりお答えしておくとあつて困ると思ひますので、ややこまかに御説明申し上げておきます。

○宮之原貞光君 そう用心せぬで、すなおに理解されたいのですよ、この条文は明確にそう書いてあるのだから。私がひが目で見たら、いけなものであなたにすなおに聞いておるのだから、あなたもひとつすなおに答えていただきたいと思ふ。それで次に、もう一つお尋ねしたいのは、社会教育法の基本が昭和二十四年にきまつて以来、再三再四改定がございました。特に昭和二十六年には社会教育主事とか、あるいは主事補が設定される。あるいは三十四年には大改定がなされた。私は、やはりこの改定なされたところの部分には、非常にやっぱ問題点があるのです。しかしながら、この法の精神というが大筋といたうのは、先ほど来私が質問し、またあなたが答えたような筋は、やはりこの基本的な考え方というものは曲げられておらない、こういうふうに理解しておるのですが、その点はよろしうございます。

○政府委員(今村武俊君) 戦後、昭和二十四年に考えられた社会教育法の制定の精神は、先ほどから御質問がありお答えしておるようなことでございまして、社会教育の条件整備をするのが社会教育行政のおもな任務である、そういうことでございまして、その精神は今日まで変わっていないと心得ております。

○宮之原貞光君 それでは、私はやはりこの方針からすれば、いわゆる社会教育に携わるところの職員の拡充強化といひますか、職員の強化という面では、むしろ教育行政機関としては、これから論じます、またあなたもそれが問題じゃないだろうかと思つておられるところの社会教育主事という問題よりは、むしろ明確にされている図書館とか、あるいは公民館とか、そういう教育施設です、社会教育施設の専門職員をより拡充をさせていくということが、私はやはり重点にとられなければならぬ。これが十分できておるならいざ知らず、今日の面では不十分な点があるだけにこれが私は大事だと思つておるのですが、四十九年度のことしの予算で、この面では具体的にどういふ手だてが予算では裏づけられておるのでしょうか、そこをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(今村武俊君) いま、御質問の意味を正確にとらなかつたかと思ひますが、社会教育主事とそれから社会教育施設の職員とに分けて、社会教育施設の職員についてどういふ措置をとったかということでございます。予算の裏づけはというと、そこをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(今村武俊君) 社会教育施設の職員については、予算上何ら措置してございません。○宮之原貞光君 その点は、予算上何ら措置をされておらないという点はわかりました。

それでお尋ねをしたいと思ふのですが、この社会教育法に関するここ三年の動きをどう見てみますと、四十六年の一月のころに、社会教育法に関する十五の問題という問題が出てきて、いろいろ国会でも議論されたようでございます。

それから同じ五月には、参議院の内閣委員会でも局長も答弁をされておるようですが、社会教育法自体の改正の是非の問題が論じられたところの記録があるわけです。さらに、それから一年過ぎたところの四十七年の十一月のころには、これは私も十一月の二日に今村さんが日本短波放送でこう解説をされておるのを聞いたことがあるのですがね。言うならば、その十一月の前後には、社会教育審議会の答申に基づいて社会教育主事の給与の半額国庫負担と申しますか、端的にいへば、その問題と、その裏づけになるところの法律の改正を用意しておるのだと、こういう動きがあるし、報ぜられて、あなた自身もそのことを言つておられる。それが四十八年一月早々にはそれがまたやみになった。ことは、今度は法律の改正なしに派遣教育主事を予算で裏づけられてきておる。こういうジグザグな経緯をたどつておるのですが、その経緯と、それから本法に盛られておるところの精神と、はたして一致しておるのだからどうだろうかと思ひます。したがつて、今日に至つておるところのこの経緯と本法の精神との関連性において、その辺の事情というものをまず御説明願ひたい。

○政府委員(今村武俊君) 私が現職を拝命したのは、四十五年の七月でございます。局長拝命後、社会教育の関係団体の方々からいろいろ言われたことは、社会教育はなかなか振興しない、それは社会教育法が旧態依然としたものであるからである、社会教育法を改正してくれなければ予算の増額もなかなか望めない、ここ数年間の予算の動きを見てみると遅々として予算はふえていない、という声でございました。まあ、就任早々の私にとつては圧倒的なような声として聞かれました。

しかし、私自身は社会教育の仕事の本質から見ると、法律があつて法律を執行するという形のものではないんじゃないかという気がいたしましたので、私自身は深く触れませんでしたけれども、審議官に命じまして局内で、社会教育法について関係者がどういふ要望を持つておるのか、それは法律をもつてほしいと云ふことで、事務的な検討を始めた。そのことについて、都道府県の社会教育

育課長も仲間に入れて研究会をやりましたので、ある一部が報道されて、ただいま言われました何か十五の問題とか何とかいうようなこともございました。しかし、私はその経緯をながめておりますと、法改正よりもっとほかにやるべきことが多いと思ひまして、法律を国会に提案しなければならぬと思ひませんでした。したがつて、法律案の改正問題を省議に提案したこともございせん。

しかし、社会教育審議会の答申が、最近の急激に変化する社会構造の中で新しい社会教育のあり方を求めて、生涯教育の理論のもとに、社会教育は何をやるべきか、社会教育行政は何をやるべきかというものを四十六年に答申を出されております。その中で、当面積極的に推進すべき二つの事項をあげてございます。一つは、公民館の拡充であり、他の一つは、社会教育主事の充実の問題でございます。

社会教育局におきまして、社会教育の振興がはかばかしくないのは、人の問題がなかなか充実できないからであるという議論は、局内でもう二十年あまりあったさうでございますが、なかなか小さな局で現在持つてゐる予算が小さな予算でございますので、人件費について新たな予算措置を講ずるということは不可能でございました。けれども、その二つの問題の指摘がございましたので、四十八年度の予算にかけて、市町村の社会教育主事の身分を県の職員とし、その給与の二分の一を国庫負担するという形にできないものかと考えたわけでございます。省議の決定を経ましてそういう予算要求は出しました。しかし、予算査定の結果、それはゼロになりました。したがつて、その予算実現に伴う法改正は必要がなくなつたわけでございます。したがつて、その第二番目の法律改正については準備しなければいけないとは思つておりましたけれども、予算の話が先でございますので、具体的な形のものには十分できないままにいつてしまつたわけでございます。四十八年度の予算要求のときに、市町村の社会教育主事の

○政府委員(今村武俊君) 御質問の意味を取り違えておりました。置かれる場所は、場所ということば悪うございますが、社会教育法第九条の二によりまして教育委員会の事務局に置くのがたてまえでございます。ただ、現実の問題申しますと、小さな町村などでは社会教育の關係の職員を置くことができないような現実が多うございます。小さな町村では教育長一人、補助職員一人などという教育委員会の事務局のスタッフさえも多あることでございまして、社会教育主事が一人置かれて公民館主事を兼務して、図書室みたいな図書館の職員も兼務してというようなものがござ

います。したがって、そういう実態を踏まえまして、たてまえとしては教育委員会事務局に置くわけでございますけれども、公民館の職員を兼ねたり、あるいは「少年自然の家」の職員を兼ねたりすることも認めないわけではないという程度のお話し合いをしたわけでございます。

○宮之原貞光君 そうすると、少なくとも、この派遣されたところの主事が行くところの場所が委員会の事務局ですね。そこを足場に踏まえて指導のためにあつち、こちに行くというところはわかります。けれども、いや制度の趣旨にかなってさえおれば、派遣の趣旨にかなってさえおれば、どっちに主体を置いていいんだというものの解釈では、私はどうも理解できないのです。したがってやはりその点、あなたがいま御答弁なされたとおりだとすれば、その点、やはり誤解のないように私はやっぱり指導をしてもらいたい、こう思います。

○政府委員(今村武俊君) いま申し上げたような事情でございますので、その辺についても私が申し上げたことと全く違つた意味の誤解があるならば、今後いろいろな機会にその誤解を解くように努力いたします。

○宮之原貞光君 これ、やはりあの問答集があたかも金科玉条みたいに理解されておるところの向きが多分にあるのです。ですからその点は、やっぱりいま御答弁になつたように、きちんとやはり原則はこうなんだ、そこを踏まえた指導をしていただきたい、こう思うのです。

それで続いて、その社会教育主事の性格と任務の問題なんです。それで私が第一に確めておきたいことは、先ほど来この社会教育のあり方の基本から考えてみますれば、これはやっぱり社会教育主事あるいは主事補でもいいでしょう、これは専門的、技術的な助言と指導をこの自発的な社会教育地域に対して与えるというのが任務だと、こう理解をするのですが、そのように理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(今村武俊君) 法律にその職務規定があるわけでございますから、法律上の規定としては、まさにそのとおりの職務規定だと思ひます。ただ、法律の文言だけを讀んでいても現実にはなかなか具体的にわかりにくい側面のあることも事実でございます。

○宮之原貞光君 いや、いまおっしゃつたその「ただ」というそのことばの使い方が非常に具体的に気がかりになつていくわけですね。たとえば当初あなたが説明をされたところの社会教育法の一部を四十八年段階に一応草案みたいなものを社会教育局で考えられた、その中のたとえば問答集の間の二とか四、これをこう見ますと、いやその社会教育主事というのは、社会教育の中核では、地域におけるところの社会教育計画の立案者及び学習の推進者として重要な役割りを果たすんだ、こういう説明をされておるのです。こういう説明からいへば、これは社会教育主事というのは、その地域の社会教育活動の、言うならば計画、立案、学習のいろいろなもの指導からみれば、まず本人が立案してやるので、助言者でなくして主体者だ、これは率直に申し上げて理解をせざるを得ないんですよ。そうすると、先ほどあなたが御答弁なされたところの解釈からいへば違ひますし、本法の趣旨からも私は違ひと思うのです。それは、私は先ほどあなたが御答弁になつたような形に理解をしたいのですけれども、そういう規定づけというのは、これはちょっと行き過ぎか、この文章の、あるいはまたついでに、たてまえはそうだけれども、本音はそうなんだという本音が透れたのか、そこはどうなんですか。

○政府委員(今村武俊君) 少し説明をさせていただきます。

社会教育法第九条の三に、「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。」という規定がございます。ここで、この法律制定後、今日までだいたい議論されておるのは、学校教育

育とその教育の形態が違ひますので、「社会教育を行なう者」ということばの意味が非常に不明確であるということでございます。それでも、まあ一応解釈はいたしておりますが、その辺が不明瞭であると申し上げたのであつて、法律が現存します以上、法律と違ひることをやつたり、法律と違ひる本音があつたりするわけではございません。

なお、先ほど触れましたが、今後の社会教育行政の推進にあつて、文部大臣の諮問を受けて二年間の間審議していただいて、社会教育審議会から四十六年の四月三十日に答申が出ております。表題は「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」、その答申の中で「社会教育主事のあり方については、次のような課題がある。」「市町村の社会教育主事は、云々、」都道府県の社会教育主事は、云々という文言がございます。その文言を問答集の場合に抜粋したわけでございます。簡単に申し上げますと、社会教育の関係の学者、四Pあるいは三Pなどと言つておりますが、プランナー、プログラマー、プロデューサー、プロモーター、この四Pの機能を果たすのが社会教育主事の仕事であるという話をしておりますが、ある種の組織者といひますか、陰の世話役といったような意味で社会教育主事の機能を考へておるわけでございます。その陰の世話役というものが専門的な指導、助言を行なうということと平仄が合つてくるんじゃないかと考へております。

○宮之原貞光君 ですから、先ほど来申し上げておるように、とにかく社会教育というのは、地域住民の自発的な、自主的な活動というものを主事とか主事補とか、あるいは他の職員がうんと手助けをしてうんと発展するようにすると、こういうのが法の趣旨だと思ふんですけれどもね。ただ、先ほど来ちょっと指摘しましたように、この問答集あたりから見ると、この感じでは、何か主事のはうが中心者というか、社会教育のすべてをやつていくところの中核者みたいな印象を与えるようなこの文章の書き方というのは、私は必要以上

に、むしろいろんな誤解を与える面があると思うんですよ、その点では。

時間も相当つておりますので次のお尋ねをいたしますが、社会教育審議会の昭和四十八年の中間報告がありますね、いわゆる「市町村における社会教育指導者を充実するための対策」とかなんとかという見出しのもとに、そこあたりを見て、そこに優秀な人材の確保なりあるいは長期間の安定的な在職ということば専門職設置のために当然であるということば、私もわかるんですよ。

しかしながら、そのことのために、どうして市町村採用者ではなくして都道府県採用の主事であればならないのか。ちょっとそうすると私はわからなくなるんですよ。いわゆる社会教育主事の専門的な立場としての、こういう人ではない、市町村の採用者ではなくして県で採用した者でなきゃならないというこの主張、あるいは専門性の高度化ということもこれは大事だと思ふんですが、ね、これまた市町村採用の主事では望めないのか。あるいはまた、広域化ということば非常に強調してありますね。この広域化というのは、いわゆる社教主事の専門性の内実としてほんとうに必要なかどうか。私は若干この点については疑問に思わざるを得ないんですが、その点はどういう御見解なんですか。

○政府委員(今村武俊君) 現実の事態を御説明すれば御了解いただけるんじゃないかと思ひます。市町村の社会教育主事は、現在は市町村役場の人事交流の一環として行なわれております。したがつて、きのうまでは戸籍をやつたり勤業をやつたりした人がきょうは教育委員会の社会教育課に回されてきて社会教育主事になる。そして、夏の一月の講習を受けて社会教育主事になる。そして四・八年——これは調査の平均でございますが、四・八年勤務すればまた人事の一環で市町村長部局の職員として帰つていくというのが従来の実態でございます。現在、生涯教育という新しい教育システムの中で家庭教育、学校教育、社会教育が

○宮之原貞光君 実態論としてのいわゆる市町村におけるところの社会教育主事あるいは主事補とか、そういうのが非常に多いんだと、そのことははたして私も理解できる。それならば、そういう腰かけ的な主事とか、主事補を置かないような、まづ積極的な皆さんの社会教育局を中心にしたところの行

○政府委員（今村武俊君） 社会教育局の局長として仕事を担当いたしました。ほんとうになすこと多く持っている力少なしという感じをもう痛切に持つわけでございます。したがって、その優位につけ方については、先生のおっしゃる御意見も一つの意見だろうと思います。全く努力していないわけではございませんで、公民館が毎年二百九十五ぐらいずつ新設されてまいりますが、公

○宮之原貞光君 いまの局長のお話を聞きますと、この審議会の答申とか中間報告を尊重してこられを優先したんだと、こういう話ですが、しかし、この中間報告見ましても、先ほど申し上げた点も非常に重要だということは指摘しておるんですよ。私から見れば、文部省の都合のいいところろだけつまみ食いをし、片っ方よりもこっち側のほうに つまみ食いして優先を持っていたと、こうしかこれは理解できないんですよ。それだけに何か——私がやはり社会教育という基本を踏まえた場合に大事なのは、そういう一番地域地域の基盤づくりが大切だと思っただけに、非常にこ

おきますが、先生が社会教育審議会の答申とおっしゃっているものと、私が言うものとが違つておるようでございますので……、私が申し上げているのは、四十六年のものでございます。四十六年までに二年間審議していただいて非常に長文の答申をいただいたわけです。その長文の答申の一番最後のほうに、当面の二つの課題として公民館の主事と社会教育主事の充実のことについて触れて

ある。そして社会教育主事の充実の方策については方向だけ示してあって、まだ具体的なことが示していませんでしたので、四十八年に至りましてあらためてまたその細目について大臣から諮問をしていただいて、審議会で答申していただいたと、二段に分かれておるわけでございます。

それから次の御指摘でございますが、現在の時点で戦前の教化主義の時代の社会教育に返るんじゃないかという危惧を持つという先生のお話でございますが、全く私も危惧じゃないかと思ひます。先生少し御心配なさり過ぎているのじゃないかという感じがいたします。というのは、たとえば小中学校の先生が八十五万人、社会教育の関係ではいまやとすべての職員を集めて三万人でございます。その中に市町村に人が足りません。現在、三千数百の市町村がある中で社会教育主事が二千しかないわけですから、その二千の社会教育主事のところに七百五十人加えたからといって、それが直ちに戦前の教化主義時代に返ると推論されるのは少し危惧され過ぎているのじゃないだらうか。私もとしては、現在の生涯教育という時代に、従来よりも社会教育の比重を増してきた時代に何とかして少しでも人を増員したいという気持ちで一ぱいでございます。決して危惧なさるような事態には持っていないつもりでございます。

○宮之原貞光君 心配は要らないと、こういう話ですけれども、なるほどことしの予算はそれは七百五十人ですか、けれども、これはおたくの五カ年計画を見ると、三千名でしよう、五カ年後にはね。そういうふうにならばと広げていくところの五カ年計画のまず第一段階だと、こういう説明をされておる。しかも、これが私は社会教育主事を派遣することによって地域の市町村の社会教育主事をうんと増設をするところの大きな呼び水になつて、いわゆる一時的、誘導的なこれが措置であるというならわかります。しかしそうじゃないわけでしょう。これは先ほど申し上げたところのお

たぐいの問答集を見ても、いや、そうじゃないと、今回の措置は市町村教育委員会主事の給与費の国庫負担制度のできるまでの経過措置か、また、社会教育主事未設置の市町村が解消すれば、この制度は廃止をするのかと、こういう設問をして、いや、そういうものじゃないと、この制度は未設置市町村の解消だけではなくて、社会教育自体の資質の向上を期待しておるから、未設置市町村が解消されたといつてもこの方針だけは変えないんだと、こういういわゆる二本立て方式を一応しなから、いわゆる派遣制にこれは市町村の今日のや

はり実態から見れば非常にウェットが置かれておるといふことは、これは趨勢としてはつきりしておるわけなんです。そういうような点から見れば、これは私どもの経過措置でございまして、とにかく市町村を充実するところの問題、また、市町村を主体にするのがほんとうの社会教育なんですね。それならば私は理解できるのですよ。しかしながら、そうじゃないというお答えをこの問答方式からお考えになる。しかも、五カ年計画で三千名になる、当初のころは六千名という構想もあったみたいだったけれども、これは半々だとかうこうになつていいますからね。そういうような点等を考えると、これは教化思想にまたあと返るんじゃないか、そんな心配は要らないと、こう言われたつてこの運用いかんでは、これはやはり社会教育のあり方の一つの私は問題点になつていくと思う。だから私から見れば、一つの曲がり角にきていくぐらゐに非常に重要にこの派遣制度の問題は問題だところ思つておるのですよ。それで、先ほど来からそのことを心配ないかと、非常に疑念を持つのがと、こういう指摘をしておるわけだと言ふならば、やはりあくまでも社会教育といふのは、先ほど来この基本からそれぞれ確認を合つてきたような立場に踏まえたところの市町村のやはり単位の社会教育主事なり主事補を充実をしていくところが基本なんだとこの点だけははっきりさしといていただかなきゃ困ると思うのです

が。そこはどうなんですか。

○政府委員(今村武俊君) 終局の目的は、まさに先生のおっしゃるとおりのことでございます。市町村の社会教育の世話を充実していきたい。しかも、専門的な素養のある人、できるならば一生社会教育の仕事をやっていた方がいいような人、そういう人を充実したいということでございます。

おそれ、この派遣社会教育主事制度というその「派遣」ということが目新しいことばでございます。それで、制度自体の内容よりも、ことば自体が持つてくる印象といいますか、あるイメージを人に与えてしまふんじゃないかと思ひます。これは県と市町村とが契約をいたしまして、市町村が求めた場合に県が市町村に派遣をする、派遣をされた職員は県の職員と市町村の職員との身分をあわせ持つわけでございます。そして市町村教育委員会の指揮監督に服するわけでございます。したがつて、終局のねらいは、先生のおっしゃいましたようなことになるわけでございまして、かりに三千名にふやしたといたしましても、なお市町村の任命にかかわる、市町村が従来から持つていたような職員三千名、合わせて六千名、三千有余の市町村に、一市町村あたり二人の世話がいて、それはささやかな人の充実ではないかというのが私の感じでございます。

○宮之原貞光君 それで、私はいま答弁があつたのですが、しかし、いまあなたのお話によつても、あるいはここで非常に強調された、「求めに応じて」やるんだから非常に押しつけじゃない民主的なんだと、だから求めなければいいやだつたらいいじゃないかと、こういう居直つたものの考え方が一貫されておりますけれども、しかし「求めに応じて」云々という条項があつたとなかろうと、現実におたくの資料にも出ておるやうに、一万人以下の町村で四割、一万人以上の市町村で約一割が未設置だというやうな状態、しかも、この人件費もという考えがあれば、これはもう飛びついてくるというこれははっきりしています。だから先ほどいろいろ条件は確かに

に付してあります。しかしながら、私がやはりここでふしぎに思ふのは、それならばあなたが局で最初考えられたところの法律改正ですね、いわゆる半額国庫のこの県費のあれを考えた場合には、非常に用心深く市町村の内申をもつて、待つて派遣をするんだと、こういうやはり規定づけを明確にして、押しつけでないやうな形ですね。言うならば、やはりだれを派遣してもらいたいという人選については、少なくとも市町村にインシアがあつたわけですね。しかし今度のものは、おたくから出たところのモデル規則を見ましても、これは全然ないんです。これを見ますと、たとえばモデル規則の第二条は「申し出た場合において、必要と認めるときは」派遣をする云々と、言うならば非常に尊大に、おおようにかまえておるのですよ。しかしほんとうに申し出、求めなければいいじゃないかということじゃなくて、ほんとうに地域住民に密着し、住民の意向に沿つてやるというならば、なんでこの際にもこのモデル規則にもいわゆる派遣の人事については市町村が内申をしてきた場合、そういう趣旨をやるのだという、そのことを考えないのかどうか。したがつて、これは何か前と違つておらぬやうにして非常な違いを持つておるだけに、この派遣のしかたというものは非常に問題があるのじゃないかと勘ぐりたくなるのですよ。その点は条文にないけれども、ほんとうに内申を待つてというものと実質変わらぬやうにやるとでもされるのですか。それともこのモデル規則をそういう方向へでも改めて、危惧を残さぬやうにされる意思はございませんでございませうか。

○政府委員(今村武俊君) まあ、その辺まで至りますと、ずいぶん誤解されちゃつたのじゃないかなという気が、心配が起きてくるわけでございませうけれども、これは市町村の社会教育主事を充実するためにいろいろ考へていつて、現在として、その方法が一番いいであらう。社会教育審議会の答申にもあるしということ考へた制度であります。そして市町村の教育委員会から、ほしい

と言つて県へ希望が出た場合に、県のほうで選んで職員は派遣する。その場合は、もちろん両者の協議でございまして、県と市町村とが十分協議をして人選もきまるわけでございまして。したがって、そういうことを考えておきますと、内申を待ってというのと、そう実質的に変わるはずはないのだがなという感じがいたします。モデルの規則案でございまして、これはそれぞれの府県でおきめになることで、これをいままさらその部分についてその部分だけを変えなければならぬような必要性は感じません。

○宮之原貞光君 これは前、おたくのほうで法律改正を考えたときに現実にあつたから、それと今度変わつていくだけにそう思つたつてしかたないでしょう。前の市町村のあれは廃して県費で半額にするというときには、人事の問題についてはちやうど一般の現在の教職員と同じような処置をするのですよ、こういう解釈をしている。今度は姿を消しているのですよ。それだからいよいよ上派遣社会教育主事とは何ぞやと、いよいよこれは一つの教化思想というあと返りのあれが魂胆にあるのじやないかと勘ぐられたつてしょうがないじやないですか。前は何もなかつたところに単に出ているというなら私は話はわかりますよ。それは協議だからそういう心配は要りませんと、しかしながら、少なくとも一年前にはそういうことを考えられたところの皆さんが、今度はそういうことをみなこれはきれいに消している、こういう点から見れば、これは考えるなというほうが無理じやないですか、あんな。じゃその協議だということとだけれども、実質そういうふうに行行政指導され

ますか、どうですか。

○政府委員(今村武俊君) 前年度は新しい制度をつくることとございまして、複雑な制度にするよりも小中学校の先生と同じ身分、取り扱いにすることといったほうがわかりがいいであらうということ、小中学校の先生の身分取り扱いと同じにするような発想をしたわけとございまして、それでは社会教育の本質や実態から離れてしまふ。県の

小中学校の先生は、その学校教育という特別な人としての教育環境の中で教育するわけとございまして、社会教育はもつと住民に密着したものでなければならぬというふうなことで、いろいろ討議してみますと、前年度の発想が十分であつた。あるいは間違つていたというところに気がついて、四十九年度の発想をしたわけとございまして、したがって、四十八年度がベストであつて、それを悪く変えたということではなくて、四十八年度が社会教育の本質から照らして間違ひであるというところを気づきましたので、派遣制度へ切りかえていったわけとございまして。派遣制度の場合は、都道府県と市町村が協議して何もかもきめていくわけですから、協議してきめていくということでは、両方の主体性を尊重することであつて、それ

があるのかしらという感じがございまして。

○宮之原貞光君 それは逆じやないですかね。私は、いわゆる学校教育を受け持つところのことで、さても、地教委の自主性というものを尊重して、それでやはり内申を待つていふものを尊重して、という趣旨——社会教育ということであれば先ほど来あなたと全く意見を同じにして、あるいは本法の趣旨から見ても、これは地域住民が主体的に自主的にやるのを手助けをしていくのでしよう。そうすればするほどその人の問題についても、こういう人、あの人がほしいというよりは意見を内申をさせて、それに沿つてやるというのが社会教育の趣旨からいへばきつめて当然なことじやないですか。あなたのいまの話は四十八年のものはベターじやないもので、いまからのベターだという話ですけれども、あのときのこの精神が、私は一番社会教育法の精神に沿つていふところの、この問題では、それは、無理にあんなことやうなつて、だれもそりや理解しませぬよ。したがつて、少なくとも私は、やはりこの協議というものの中身はそういうことにして、地域のやつぱり地元で歓迎されたいところの主事というのは何も入り用ないんですから、これは、これは学校の先生

でもなお大事なことです。そういうことになればなるほど、その問題は、私は基本的な問題の一つだと思ふんですが、そういう方向に指導する意思はありませんか。それはどうですか。

○政府委員(今村武俊君) 両者が十分協議して人選をしていただきたいとお話をしてきたわけですから、いままさらそういう趣旨で指導するというよりも、いままで話し合ひの中で先生のおっしゃるような趣旨で話をしてきたと思ひます。

○宮之原貞光君 これは、しかし、あなたさうおっしゃるけれども、このモデル規則を見てもらいなさい、第二條を、「社会教育主事の派遣を申し出た場合において、必要と認めるときは、社会教育主事を派遣するものとする。」と、おまえたものが言うてきたら派遣するぞと、こういうやつぱりものの発想ですよ、率直に申し上げて。金はおれわれが持つていふのだからと。少なくとも私は、先ほど来何回も言うように、学校教育の中においてさても、この内申権というの重要なものに、社会教育の問題で何であつた固執されるか私はほんとにわからないのです、率直に申し上げれば、あなた、特に社会教育はもうベテランでもあるし、非常に理解のある方だと、私は尊敬しているだけに、何でこの問題を固執されるか率直に申し上げてわからぬです、これは、少なくとも、そういう心がまえというものがなければ社会教育はうまくいきませぬよ。君らは金がないだろうから、うちにちゃんと置いてあるから、それを使えという、こういうことでは、私は、ほんとうの意味の社会教育は育たないと思ふだけに、この問題をしつこく、これはあなたに、指導の心がまえとして、そういう指導をしてもらいたい、こう申し上げていふのですが、それはどうなんですか。

○政府委員(今村武俊君) 指導の心がまえとしては、まさに先生のおっしゃるとおり考えております。

○宮之原貞光君 時間もたちますのではしりませんが、次に派遣制度の期間の問題です。これ、モデル規則の第六條は「〇年」とあります。し

かし、この文章のニエアンスは常識的には二年から三年ぐらいたと、こういうふうな受け取れるのですよ、「〇年」とすると。しかも、おたくの資料の中にあつたところの十八県の派遣期間というのがあります。これはその十八県の半分が大體一年から二年なんですよ、報告にも出ておるうちに。そういうような短い期間で、一、先ほど来あなたが、そういう心配はありません、こういうこととやるんですと言つたところの社会教育主事というものは地域に行つて仕事できるかどうかどうだろうか、こう私は非常に疑問を持ちます。したがつて、一、あなた方派遣の任期というものについて、大體おおよそどれぐらいが常識だという考え方で、こういう指導をされるのですか。

○政府委員(今村武俊君) この参考となる教育委員会規則案を示したときに、派遣の期間を「〇年」といたしましたのは、文部省としては特にこのことについて見解を示さないという意味で「〇年」としたわけとございまして。というのは、地方自治体の県と市町村が協議をするわけですから、この年数は、両自治体の協議にまかせてよろしいんではないかと判断をしたからでございまして。ですから、文部省の公式的な態度としては、このところは、それぞれ協議にまかすということとであります。私としては、なるべく長くつとめていただいたほうがよろしいという願ひを持っております。それは、社会教育がいまよりも一歩でも二歩でも専門化する必要があるからと思つてです。しかし、現実の問題は、派遣社会教育主事の人的なソースとして学校の先生に多くを期待しなければならぬ関係上、当分の間、すぐこの期間が従来の実験的に行なつておりました期間よりも長期的に変わらぬと思ひます。けれども、しかし、今後の教育体制のあり方あるいは社会教育の振興の機運とともに従前の期間よりもっと長くつとめていただいて、専門的な資質を持つて仕事をやっていただきたいと願つてはおります。現実

の動きは遅々たるものではなからうかという感じもいたします。

○宮之原貞光君 そうすると、相当長期にその地域に残っていただくような社会教育主事を望んでおるんだと、こういうふうに考えていいですね。それが、ある一部には、いや、二、三年が限度だろう、ただ、その辺をくりくりくり回るから十年ぐらいなんだと、こういうような腹じゃないだろうか、こういう言い方もあるんですけども、少なくとも、文部省の考え方としては、そこに、やっぱりその地域に腰を据えてやるのだと、五年、六年、十年と、それがこの「〇年」の趣旨なんだと、こういう理解のしかたでよろしいですね。そうなれば、やはり県に指導される場合も、この「〇年」の意味はそうなんですという、私はやっぱり積極的な指導をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(今村武俊君) この参考となる規則案をつくりましたときは、それぞれの県と市町村の間には、それぞれの歴史や考え方の相違や何かがございまして、そしてまた、私どもとしても、何年が適当であるというデータも持ち合わせございませんので「〇年」としたわけでございますが、今後、社会教育の振興をはかっていくためには、ほんとうにこの期間は相当長くあつてほしいと願っておるわけでございます。したがって、いま先生のお話に出ましたように、一、二年あるいは二、三年でよろしいんだなどというような意見があつた場合には、そうじゃなくても、もう少し腰を落ち着けて専門的に、地域の事情も知り、専門的な教育の内容や方法についても視野を持った上で落ちついてやっていただかせんかということ、は、いろいろお話を申し上げたいつもりでございます。

○宮之原貞光君 それともう一つは、この派遣社会教育主事の選考の要件の問題ですが、この間答集を見ますと「現に市町村教育委員会に勤務している社会教育主事を、その資質、長期勤続の希望等を勘案した上で、派遣社会教育主事として、当

該市町村または他の市町村に派遣する場合もある」と、こういう選考のあれですが、そうすると、どうも二本立ての考え方が、いわゆる派遣社会教育主事と市町村の社会教育主事というのにはランクがある、こう言わざるを得ないと思う、この選考の要件では、現在市町村につとめておる者でも、これは優秀な者は引き上げていわゆる派遣社会教育主事にするんだという、このものの考え方がどうしてもこの文章からは看取できるんですよ。そうすると、社会教育主事の派遣社会教育主事というの、実質的には県から派遣された者が上位であつて、市町村におつての社会教育主事はその下に仕えるんだと、いわゆる平等の立場になつて一緒に力を合わせてやるというのじゃないか、上下の関係のように、これはたとへば、福井県あたりにはいまうそういう事例も出ておるんですから、そういうような形を奨励をされることになるはせぬかという危惧さえ私は持つ。危惧と申しますよりは、事実こういう文章表現ではそうなると思うんですが、私はこれは間違いだと思ふんですよ。そんなに優秀な市町村の社会教育主事があれば、さらにいろいろな講習をいろいろ受けさせて、さらに資質を向上させていく、その人々を主体にして、あわよくば市町村には派遣主事はおらないぐらいに、市町村に自主的に社会教育主事を二人も三人も置かすという、指導するという方向こそが社会教育のあり方から言つて私は本気でなければならぬと、こう思うんですが、そこはどうか、この書き方は。

○政府委員(今村武俊君) 私は、いずれが優秀でいづれが劣つておるといふ考え方はいたしておりません。それぞれ長所、短所があるのではないかと思ひます。ただ、先ほど引用されましたが、現在市町村の社会教育主事であつて一生長く社会教育主事として仕事をしたい人は、派遣社会教育主事に切りかえてもよろしいという趣旨は、村から町へ、あるいは市へ転任することによつて、長い間社会教育主事の仕事を従事できるからでございます。そうでなければ、市町村役場の人事の一環

として他の部局へ移されてしまふことがあるからでございます。なお、先生が言われましたように、市町村に腰をおろして、五年でも十年でも、あるいは教員と同じように三十年でも同じ市町村役場の市町村教育委員会事務局につとめれば、なお地元に通曉して専門的になるんじゃないかというお考えでございますが、それはそれなりに理解はできますけれども、それによつて本人もまわりもあきてしまふ、あるいはあきらまれてしまふというふうなこともございまして、ある所定の期間つとめた場合は、他へ転任をして、気分を刷新し、前任の地域での体験を生かしてまた新しく何か仕事をしてみるということもまたよろしいんじゃないかと、考えております。

○宮之原貞光君 あなたのことがばじりをとらえるわけじゃありませんけれども、それならば、長くつとめたところの市町村の社会教育主事が他の地域に行つてまたやりたいという意向のある場合には、その資質とか長期勤続の状況を見て県費のものに切りかえることもあり得ますよというならわかりやすい、それはすなおに、でもこれはそうじゃやないでしよう。当該市町村または他の云々という御丁寧な解説なんだから、これは実際の現場におる者から見れば、はあ、やっぱり上から来る人は得らぬので、われわれは抜てきされるというのかつこうになるのかなといったような、市町村の社会教育主事の位置づけというものは、そういう上下関係ができてしまふじゃないか。現実には県費派遣の例の中には、課長呼ばわりされておる人もおるんですからね。給与が高かつたりにかするものだから、県費のほうが給与がいいものだから、それをまします私は助長する形になるんじゃないだろうか、こう思つてしまふやうな感じがするよ、卒直に申し上げて。だから、そういうことはいないんだというのなら、そういう筋に私はやっぱり指導の方針をきちつとしておいてもらいたい、こう思うんですよ。

時間もありませんから結論を急ぎますが、あと二つだけ。

一つは、学校教員からの社会教育主事への採用がきわめて多いんですね。これは、もつたところの資料を見ても、十八県のうち十三県が資格として公立学校教員であることと、こういうのがあげられておりますね。私は、これが正しいのかどうかと非常に疑問を持つのです。学校教育をつかさどるところの教員は、教員としてのやっぱり特のこれは仕事の内容と任務がある。しかしまた、社会教育というものは、即学校教育と同じような条件ではないと思う、先ほどから論じられておるやうに。そうするならば、むしろ私はやはりこの社会教育主事というのは、いわゆる大学でこの単位を取つた人とか、あるいは現につとめておるところの人で主事補とかなんとかいう人をやつぱりすく上げて、それに受講させて資質を向上させていくと、こういうことをやつぱり主体にしなければならぬのに、非常に便宜的に、学校の先生方を採用していくという傾向のあるこの社会教育主事の任用のしかたというのは、非常に問題があると思う。しかも、またこの十八県のうちの四県あたりは、その派遣社会教育主事の事後措置として、管理職に採用しますと、こうちゃんとつておるわけですね。言うならば、校長や教頭になる一歩手前の人を社会教育主事として二、三年仕事をさせて、そして社会教育主事を、一応それは大過なく、でしようね、つとめたから、次は管理職にしますというシステムのところもあるんですよ。私はこういうやり方は、むしろ社会教育のあり方を侮辱をするものと思ふんですよ。もちろん、人を現実にはなかなか得にくいという点もわかりますよ。わかりますけれども、この方針は私は間違いだと思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(今村武俊君) 教育の原理として、学校教育と社会教育が水と油ほどに違ふはずはないと思ひます。ですから、人間をつくらうといふたような意味では、社会教育と学校教育がさい然と分かれてゐるというのではなくて、もう少しし、有機的な連携を保ち、あるいはもう少し相互に入り組んでゐるような関係の教育の体系ができ

として他の部局へ移されてしまふことがあるからでございます。なお、先生が言われましたように、市町村に腰をおろして、五年でも十年でも、あるいは教員と同じように三十年でも同じ市町村役場の市町村教育委員会事務局につとめれば、なお地元に通曉して専門的になるんじゃないかというお考えでございますが、それはそれなりに理解はできますけれども、それによつて本人もまわりもあきてしまふ、あるいはあきらまれてしまふというふうなこともございまして、ある所定の期間つとめた場合は、他へ転任をして、気分を刷新し、前任の地域での体験を生かしてまた新しく何か仕事をしてみるということもまたよろしいんじゃないかと、考えております。

○宮之原貞光君 あなたのことがばじりをとらえるわけじゃありませんけれども、それならば、長くつとめたところの市町村の社会教育主事が他の地域に行つてまたやりたいという意向のある場合には、その資質とか長期勤続の状況を見て県費のものに切りかえることもあり得ますよというならわかりやすい、それはすなおに、でもこれはそうじゃやないでしよう。当該市町村または他の云々という御丁寧な解説なんだから、これは実際の現場におる者から見れば、はあ、やっぱり上から来る人は得らぬので、われわれは抜てきされるというのかつこうになるのかなといったような、市町村の社会教育主事の位置づけというものは、そういう上下関係ができてしまふじゃないか。現実には県費派遣の例の中には、課長呼ばわりされておる人もおるんですからね。給与が高かつたりにかするものだから、県費のほうが給与がいいものだから、それをまします私は助長する形になるんじゃないだろうか、こう思つてしまふやうな感じがするよ、卒直に申し上げて。だから、そういうことはいないんだというのなら、そういう筋に私はやっぱり指導の方針をきちつとしておいてもらいたい、こう思うんですよ。

時間もありませんから結論を急ぎますが、あと二つだけ。

一つは、学校教員からの社会教育主事への採用がきわめて多いんですね。これは、もつたところの資料を見ても、十八県のうち十三県が資格として公立学校教員であることと、こういうのがあげられておりますね。私は、これが正しいのかどうかと非常に疑問を持つのです。学校教育をつかさどるところの教員は、教員としてのやっぱり特のこれは仕事の内容と任務がある。しかしまた、社会教育というものは、即学校教育と同じような条件ではないと思う、先ほどから論じられておるやうに。そうするならば、むしろ私はやはりこの社会教育主事というのは、いわゆる大学でこの単位を取つた人とか、あるいは現につとめておるところの人で主事補とかなんとかいう人をやつぱりすく上げて、それに受講させて資質を向上させていくと、こういうことをやつぱり主体にしなければならぬのに、非常に便宜的に、学校の先生方を採用していくという傾向のあるこの社会教育主事の任用のしかたというのは、非常に問題があると思う。しかも、またこの十八県のうちの四県あたりは、その派遣社会教育主事の事後措置として、管理職に採用しますと、こうちゃんとつておるわけですね。言うならば、校長や教頭になる一歩手前の人を社会教育主事として二、三年仕事をさせて、そして社会教育主事を、一応それは大過なく、でしようね、つとめたから、次は管理職にしますというシステムのところもあるんですよ。私はこういうやり方は、むしろ社会教育のあり方を侮辱をするものと思ふんですよ。もちろん、人を現実にはなかなか得にくいという点もわかりますよ。わかりますけれども、この方針は私は間違いだと思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(今村武俊君) 教育の原理として、学校教育と社会教育が水と油ほどに違ふはずはないと思ひます。ですから、人間をつくらうといふたような意味では、社会教育と学校教育がさい然と分かれてゐるというのではなくて、もう少しし、有機的な連携を保ち、あるいはもう少し相互に入り組んでゐるような関係の教育の体系ができ

として他の部局へ移されてしまふことがあるからでございます。なお、先生が言われましたように、市町村に腰をおろして、五年でも十年でも、あるいは教員と同じように三十年でも同じ市町村役場の市町村教育委員会事務局につとめれば、なお地元に通曉して専門的になるんじゃないかというお考えでございますが、それはそれなりに理解はできますけれども、それによつて本人もまわりもあきてしまふ、あるいはあきらまれてしまふというふうなこともございまして、ある所定の期間つとめた場合は、他へ転任をして、気分を刷新し、前任の地域での体験を生かしてまた新しく何か仕事をしてみるということもまたよろしいんじゃないかと、考えております。

○宮之原貞光君 あなたのことがばじりをとらえるわけじゃありませんけれども、それならば、長くつとめたところの市町村の社会教育主事が他の地域に行つてまたやりたいという意向のある場合には、その資質とか長期勤続の状況を見て県費のものに切りかえることもあり得ますよというならわかりやすい、それはすなおに、でもこれはそうじゃやないでしよう。当該市町村または他の云々という御丁寧な解説なんだから、これは実際の現場におる者から見れば、はあ、やっぱり上から来る人は得らぬので、われわれは抜てきされるというのかつこうになるのかなといったような、市町村の社会教育主事の位置づけというものは、そういう上下関係ができてしまふじゃないか。現実には県費派遣の例の中には、課長呼ばわりされておる人もおるんですからね。給与が高かつたりにかするものだから、県費のほうが給与がいいものだから、それをまします私は助長する形になるんじゃないだろうか、こう思つてしまふやうな感じがするよ、卒直に申し上げて。だから、そういうことはいないんだというのなら、そういう筋に私はやっぱり指導の方針をきちつとしておいてもらいたい、こう思うんですよ。

時間もありませんから結論を急ぎますが、あと二つだけ。

ることが今後の教育の体系のあり方としてよろしいんじゃないかと思ひます。そういう意味で、現在のところ学校の先生に、現実問題としてほかにソースがございせんので、社会教育主事の人的なソースをおおいでありますが、確かに先生のおっしゃる通りに、これがベストではないと思ひます。社会教育について、専門家を養成する大学のコースもあるわけですが、それから、そういう人がもつとすなおに入ってきて、そしてその道で育っていくような体系があるとするのいいのですけれども、なかなか従来微弱に過ぎて、しかも土曜日、日曜日に働かなければならない社会教育の世界では、なかなか人に来てもらえませんでしたけれども、漸次おっしゃるような方向へもっていくべく努力しなければならぬと思ひております。

○宮之原貞光君 あなたのおっしゃっていることを聞きますと、前は一緒になければならぬと、こうおっしゃったかと思うと、あとは、いやそうじゃないのだと、一応本質的には、その専門の人をつくっていくが、過渡的な措置としてやむを得ない措置なんだというふうにも理解されるんですが、一体どっちが本音ですか。何も私は先ほどから、学校教育と社会教育は油と水だと、こう言っておるわけではないんですからね。それぞれ特色があるんだからね。そこでどっちなんですか。

○政府委員(今村武俊君) それぞれの特色を生かしながら、しかも、学校教育と社会教育が相互にもつとまう連携できるような関係であつてほしいと申し上げておるわけですが、ただ前段のほうのことがあつては誤解を受けたかも知れませんが、学校の先生というのは、教育一般について四年制の大学で勉強してきて、そして教育一般についての深い素養を持って、しかも、数年の間あるいは十数年の間、教育の実践を経てこられた方々でございまして、社会教育の道へのオリエンテーションをうまくすれば、うまくつとめていただけるんじゃないかというのを期待をしておるということをお願いしたわけですが、やや表現が悪くて誤解をされたことはおわびをいたします。

をいたします。

○宮之原貞光君 転用には非常に便利だし、平たなことばで言えば、大体こなせると、それはわかるんです。しかしながら、やはりあり方の問題として、もしそのほうが好ましいなどとなると、非常に安易に学校教育の管理職の登用門としてこれはますます活用されていくという役割りしか私は率直に申し上げて果たさなうと思ひます。現に昭和三十一年に、この九条の二の問題に因連をして、下松市からの質問に対しては、文部省は、好ましくない、という答えを出しておるわけですね。私はやっぱり文部省自体も、ダブるということはない、ほんとうは社会教育というものを振興させ、主事を育てていこうとするならば、別途の任務を持たせたいと思ひます。したがって、そういうことだと思ひたから、これは去年の九月五日でしたか、毎日新聞の記事に、「文部省は校長、教頭一歩前の人を教員から大量に採る意向である」と、こういうふうに記事が載つておつたんですが、これは間違ひですね、どうですか。

○政府委員(今村武俊君) 社会教育審議会の中間報告にもございまして、現実の問題として、教職員にソースを多く得なければならぬと思ひておられますが、それでもなお、中間報告に書いてございまして、社会教育団体のリーダーとして長い実績を持つような人、あるいは市町村の社会教育主事として実績を持ち、長く社会教育主事として勤務したいという希望を持つてゐるような人々、そういう人々を多量的に派遣社会教育主事の人的なソースとして得たい、なるべくいい人、たくさん来ていただきたいというのが念願でございまして、したがって、何新聞とおっしゃいますか、その新聞に掲載されたようなことを言つたり、発表したりした覚えはございません。

○宮之原貞光君 ですから、私も教職員から一人も採るなど言つてゐるのじゃなくて、教職員でほんとうに社会教育に今後ほんとうと全力を尽くしたいというのなら、私はそれは歓迎なんです。けれども、校長や教頭になるための一つの手だてとして、ちよつと二、三年ぐらい社会教育主事をやつて箔をつけてなうというシステムです。現に十八県の中にたくさんあるでしょうが、そういうようなことでは、これはもう社会教育の本旨から見てもおかしいから、これは少なくとも、社会教育主事というものは、こういうのが本體なんだという線をあくまでやっぱり文部省はきちつと示してもらいたいと思ひます。

なお、因連して最後にお尋ねをしたいのは、社会教育指導員の問題なんです。これは九割近くが現実の問題としては退職校長、教員ですね。率直に申し上げて、地域であまり評判よくないのですよ、私の知つてゐるところ。それはなぜかという、やっぱり校長さんが長年学校の先生やつてゐるものだから、先生がせめて、常に教えるという立場に立つてすぐ説教が先に出てくるというのですよ。やっぱり学校の先生を長年やつてゐるからそういうくせがたまふ。そういうので、これはちよつとやっぱり評判は大かたの場合悪いですよ、関係者から聞くと。しかし、私は、だからそういう意味では他に人材を求めるところの方法はないかどうか。もちろん、これは任期は一年だとか、三年間まではよろしいというあれだとか、あるいは、手当てが少ないわけですね。今年よりやく一万四千円になつたわけですか。三分の一、三分の一、三分の一だからこれは合せても四万二千円ぐらいしか出てこぬわけですからね。ですから、ほんとうにこの社会教育指導員というものを、人を育てていこうというなら、過渡的な措置としてはわからぬでもないですけれども、これは私は、やっぱり重要な役割りをするだけに、この問題を、ただ便宜な方法をとらないで、もう少しやりやうという人を入れたほうがいいか、これに對するところの財政的な裏づけはどうすればいいかと、こういう問題を検討するところの私は時期に來ておるのじゃないだろうか、こう思ふのですが、局長はどう考えますか。

○政府委員(今村武俊君) 昭和四十九年度で社会

教育指導員が充足してから三年目になります。一年目の成果、二年目の成果等についていろいろ実態をまとめてみておられますが、私の記憶が正確でないかもしれませんが、先ほど九割が校長とおっしゃいましたけれども、最近では七割ぐらゐになつてゐると思ひます。主婦とか青年団長をやつた方とか、いろいろな方々がだんだん三割近く入つてきてゐる、だんだん多彩になりつつあるような感じがいたします。

それから先ほど言われました、元校長という方がどうも説教癖が多くて困るということもしばしば聞きます。何か学校の先生を長くやると、どっか一つのタイプができて、そして住民の希望をくんで学習を組織化していくという社会教育の手法になかなかおなれになれない。そこで、相当脱皮していただかなきゃならぬのに、脱皮のできる人できない人がいて、好評の方、悪評の方がある、そういうようなところを今後改善をしていかなければならぬわけですが、先ほどから申し上げておられますけれども、いかにせん乳幼児教育から青少年教育、成人教育、高齢者教育と、非常に幅の広い世界に、非常に人が少ないわけがございまして、非常勤でも、何とかして人に来ていただいて充実していきたいと努力しております。そのことはよく承知いたしたいと思ひます。

○宮之原貞光君 大臣に最後に、いろいろやりとりをお聞き及びだと思ひますけれども、私は、やっぱり派遣社会教育主事の問題については、それは文部省としては最善だと思ひてやられたかも知れぬけれども、私の指摘したような問題について、やっぱり現に、社会教育関係の仕事をやつておられるところの人々からも相当意見があるのです。したがって、やっぱり社会教育の基本であるところの、社会教育というものは、地方の地域の住民本位で、その人々の自主性、自発性というものを、国なり地方自治体というものは助長していくというたてまえに立つところの原則だけは今後貫いていただきたいし、そのための、まだ不十分な点の分野にも、また、今後積極的に文部省とし

てはやっていただきたいと、こう思うのですが、そこらあたりについての文部大臣のお考え方を聞いて、私、終わりにしたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) たいへんごもつともな意見だと拝聴しておりました。地域地域の事態に応じた総合的な活動ができるように、派遣社会教育主事も活用していかねばならない、そういう配慮が特に大事なことで、こう思っております。

○宮之原貞光君 終わります。

○委員長(世耕政隆君) 委員会を約十分ほど休憩させていただきます。

午後四時七分休憩

午後五時十分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化及び学術に関する調査中、文教行政の基本施策に関する件を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。

○矢追秀彦君 最初に、学校給食の問題について、先ほど宮之原委員のほうからも質問が出ておりましたが、一部ダブる点があるかもしないが質問いたします。

値上げが各地で実施されておりますが、その実態は文部省で把握をされておりますか。

○政府委員(澁谷敏三君) まだ新学年になったばかりでございますので、多くのところではパンの値段、牛乳の値段等の交渉をいたしている最中でございます。一部にすでにきめたところもあるようですが、新学年になりましていろいろ給食用の物資が上がっておりますので、多くのところで相当程度の値上げという問題が起きると思ひます。

○矢追秀彦君 大体、これはいつごろまでにまとめられるおつもりですか、この値上げは。

○政府委員(澁谷敏三君) そういうわけで、大体

今月中にはほとんどの市町村できめると思ひますが、中にはもう少ししたつてからきめるところもあるようでございます。例年五月一日現在で給食のあらゆる面につきまして実態調査をいたしております。それはやろうと思っております。その前にできまして抽出でもこの値上げ問題につきましては調査をいたしたいと思っております。

○矢追秀彦君 また、結果が出ましたら御報告を願ひたいと思ひます。

で、値上げのおもな原因は原材料の高騰であることはもう論をまたないわけでありまして、これに對して文部省としても対策費は一応計上されております。この四十九年度に計上されまして予算が合計で三億圓に満たない予算になっておりますが、これは非常にこういつた時代で私は少ないと思ひますが、まず対策費は何と何と何に幾らですか。

○政府委員(澁谷敏三君) 学校給食関係の予算は約百三十億圓程度になっておりますが、物資に直接関係いたします予算でございますが、一つは、給食用パンのための小麦粉の流通経費の、供給事業費補助といっておりますが、流通経費の補助が十一億五千万圓でございます。それからできるだけ各都道府県の学校給食会が物資を一括購入いたしまして安定した価格で供給できるようにという趣旨で、一つにはコールドチェーンの整備、それから学校給食総合センターの整備、保管物資を持ちました総合センター、それからもう一つは、野菜あるいはくだもの等の生鮮食料品、その他につきまして産地直接取引あるいは契約栽培等によりましてできるだけ安く買ひ入れる、そのための調整基金といひますか、そういう調整基金を設けていただくための補助、そういうものがございまして、それが、コールドチェーンの整備は本年度予算は約五千万圓であります。それから総合センターの整備が本年度予算は七千万圓でございます。

価格安定のための調整基金の設置の補助が一億六千万、それから要保護、要保護児童生徒につきまして、市町村と国で公費で全額を援助する、そ

の予算が約四十三億だと思ひます。大体大ざっぱに申しますと、そういうようなものになっております。

なお、これは農林省の予算になっておりますが、学校給食用の牛乳につきまして二百cc当たり五円八十銭の補助をいたしておりますが、その予算が約百七十二億圓でございます。それからなお給食用のパンのための一番もとになります食糧特別会計から売り渡していただきます原価の値段を九月まで据え置いていただくことになりましたので、そのために政府から食糧特別会計に十八億圓の穴埋めをいたしております。

○矢追秀彦君 いまいろいろ言われましたが、今年度の学校給食費としては昨年より減つておるわけですが、これはどういふ理由ですか。

○政府委員(澁谷敏三君) 学校給食関係の文部省関係の予算は、昭和四十八年度が百一億七千三百萬圓で、昭和四十九年度が百一億七千三百三億七千万圓でございます。ちよつと減つたかっこうになっておりますが、これは学校栄養職員、市町村に対する補助金を本年度から切りかえまして県費負担の教職員に、義務教育費国庫負担の対象にするということ、初中局のほうの予算に移動がえをいたしましたために表面はそうなっておりますが、それを入れて考えますと、百一億七千万、この中には栄養士の補助が入っておりますので、今度、国庫負担の対象にいたしました額をいれまして百一億七千万が百三十五億四千五百萬圓ということ、約二十四億の増額になっておる次第でございます。

○矢追秀彦君 私は、ちよつと確認しておきたいんですが、四十八年度に出た予算要求額事項別表とそれから四十九年度の予算要求額事項別表は、学校給食の項目を見ますと、かなり違うわけですね、中身が。項目の立て方が。四十九年度では学校給食の整備充実ということで四十六億九千万、前年度当初が三十八億七千九百万で、八億千二百萬の増加と、これだけ見ますと、えらいふえているように思ひわけですね。今度予算書全体は

学校給食費が、この予算書の中では、いま言われた数字ともちよつと違うわけですよ。七十一億というところになっております。七十一億六千四百四十四萬。前年度が七十七億と、こういふことで五億八千五百万のマイナスと、いま言われたのは百三十五億とおっしゃいましたね。こういふようなことで非常に立て方が違ひます、この予算要求額事項別表といふのは、そのもそもどういふことなんですか。たとえば四十九年度に重点的にやるものだけを並べてあるのか、非常にちよつとずさんな感じを受けるのです。

○政府委員(澁谷敏三君) たいへんおわかりにくくて恐縮でございますが、学校給食関係の予算は、先生がたしからんになっておるのでは、初中局の要保護、要保護児童生徒の補助金、これは学校給食以外にも、修学旅行、学用品、そういったものがございまして、そちらのほうにこの要保護、要保護の給食関係の四十億がそちらに入っております。そういうことで、そこで学校給食と銘を打っているところにはそういうのが入っておりませんので、先ほど私が申し上げました学校給食関係の文部省の予算は学校栄養士の負担金を含めまして百三十五億になるわけでございます。それが、そういう初等中等教育の助成費とか学校給食の普及とかということで、学校給食関係も初等中等教育助成費のほうに要保護などは入っておりますという関係で、そういうことになってきまして、おわかりにくくて恐縮でございますが、まとめますと先ほど申し上げたような数字になるわけでございます。

○矢追秀彦君 予算書を見てもややこしくしてしまひがないですか。初等中等教育の充実の中に出てきて、しかも四十八年度は非常に項目がたくさん並んでいるわけですね、四十八年度は。四十九年度はもう学校給食施設設備の整備、それと学校給食用の小麦粉の供給事業費補助と、それしか入っていない。四十八年度はかなりたくさん入っております。学校給食運営体制の整備といふのから始まりまして、かなり――要保護児童生徒等

援助、これも入っておりますし、大体かなりの項目があがっているわけです。それから、いま言われたその百十一億、百三十五億ですか、それはいわゆる総予算、一般会計と特別会計の文部省の出してきた予算書では、七十一億六千万です。すね、ここに出てくるのが、そうしますと、一々全部計算してやらないと出てこない、非常に見づらくいわけですね。だからこちらの総予算書の場合は、これは項目が大体年度でまわっておりますから、これはある程度しょうがないかと思ひますけれども、少なくとも実際は私たちがよく見るのはこれですから、この辺はひとつもう少し合理的に整理をしていただきたい。まあ、本年度これ、もうでぢやったものしようがないです。それから、来年度からきちんとしていただきたい。

○政府委員(森谷敏三君) まことに御説ごもつともだと思ひます。実はそういう初等中等教育助成費の予算項目でございまして、そこにあけておきまして、さらにそのあとに、さらに再掲をしております。前に出ておりました、さらに再掲をしていくというのが親切でわかりやすいと思ひます。整理をしてしまつたようでございますが、来年つくるときは、文部省として、そういう点に留意してわかりやすいようなものにすべきではないかと考えております。

○矢追秀彦君 それで、次に、この学校給食費の全国の大体合計は年間約三千億円といわれておりますが、実際には、先ほど局長さんはいふいろいろなことを入れられましたが、具体的には私は学校給食用物資低温流通促進、いわゆるコールドチェーンと、それから総合センター、それから物資の流通改善対策費、この三つが柱だと思ひます。そうしますと、先ほど申し上げたように三億円に満たない、全体の〇・一%の額しかない、こういうことになっておりますので、その点でまだまだ非常に少ないのではないかと。しか

も、これがどれだけの効果が実際にいままであがつたかというところは、いわゆるその効果測定というものは非常にむずかしいと思ひますけれども、されたことがあるのかどうか。また〇・一%ではなかつてもっとこれをふやすという点をお考えになつておられるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(森谷敏三君) 先ほど三つ申し上げました中の価格安定調整基金でございまして、これはいままで二十県がすでに調整基金を設けて実施いたしております。その実施いたしました県で具体的にはその効果等を調べておりますが、大体同じ物資につきましても市販の価格よりも二割から三割安く供給ができておる、そういう資料を持っております。なお、日本学校給食会におきましても安定基金を設けて一部の物資を扱っておりますが、これも大体同程度の安い価格で供給できていることをつかんでおります。

○矢追秀彦君 学校給食は、全国民が消費する食糧の大体どれぐらいと計算されてますか、何%を占めるか、これは大ざっぱでいいです。

○政府委員(森谷敏三君) 給食は御承知のようにパン、ミルク、おかずと、まあ米飯でもよろしいわけでございますが、パンにつきましても大体二割、それから牛乳につきましても二割が給食で使われておるという推定をいたしております。おかずに関しては、ちよつとこれは非常にさういふあれがむずかしいございまして、的確な推定はいたしておりません。

○矢追秀彦君 まあ、かなりいふ言われたのでは多いわけですが、そういう意味ではかなり大量と考へていいと思ひます。したがって、これに對して流通機構の整備というものがもつと改善されたならば、かなりさういふ諸物価高騰に對する値上げを抑える、さういふふうなことがかなり努力においてできると思ひますけれども、その点についてはどうですか。

○政府委員(森谷敏三君) まことに御指摘のとおりだと思ひわけでございますが、コールドチェーン

は昭和四十二年度から、総合センターは四十六年度、安定基金は四十六年度から始めたわけでございますが、その効果は非常に著しいものがあると思ひます。ただ、残念ながらこの給食につきましては、さういふ面につきまして県によりまして非常に御熱心なところと必ずしも従来はさうでないところの格差が非常にございまして、私、文部省といたしましては将来やはり、国の段階で一括購入をするのに適した物資は日本学校給食会、県の段階の物は県の学校給食会、それから市町村の段階でございますが、現在約三百の市町村で市町村の学校給食会がございまして、現実にはほとんど多くの学校では学校が業者から物を購入いたしておるわけでございます。それから給食費なども学校が徴収いたしておるわけでございますが、やはり将来のあり方といたしましては、市町村なり郡市単位に給食会みたいな公的な機関がございまして、そこで必要な物資を一括購入する、それから給食費などもそこで扱うということが適當ではないかと。現に市町村でもさういふ空氣が生まれておるが、さういふふうなことで日本学校給食会、都道府県の学校給食会、市町村なり郡市単位の学校給食会、さういふものを日本学校給食会は現在法律の根拠がございまして、さういふものを将来でございましたら制度的に整備いたしまして、できる限り物資を市町村段階、県段階、国段階でそれぞれ適した物資を一括購入する、あるいは産地直接取引をする、さういふ流通機構を整備する必要があるのではないかとさういふこと

で、かねがね検討を加えておりました、できまして、さういふ点も制度的な根拠をもちましてさういふ整備がでないかということ、現在、具体的検討をいたしておるところでございます。

○矢追秀彦君 いま学校給食の話が出ましたので、問題がちよつとはずれて恐縮ですけれども、私、資料いたしますと、非常に各都道府県でアンバランスです。特にこれは市町村の学校給食会設置状況でありますけれども、一番多いのが島根県の四十一、それから福岡県の三十五、それ

から大阪の二十六と。で、まだゼロのところもかなりあります。福島、栃木、千葉、新潟、和歌山それから高知、沖縄と。また一といふところも何カ所ありまして、非常に一けたのところは圧倒的に多いわけですが、これいふ言われましたが、さういふ制度をきちんと整備をしてやると言われておりますが、具体的にこれはもう今年度から進められるわけですか。それに対する予算措置というのはいちやんと組まれておるわけですか。

○政府委員(森谷敏三君) まだ、本年度から全国的に制度を整えて、さういふことを重要な検討課題として検討いたしておるわけでございます。いままでではできただけ県の段階がさういふ方向でやつていただけたらということ、先ほど申し上げましたような国庫補助金を計上いたしまして、さういふ行き方を促進をいたしていただけてございまして、今後の重要な課題として具体的に検討をいたしておる次第でございます。

○矢追秀彦君 ちよつと戻りますけれども、先ほどコールドチェーンの話ですけれども、これも資料によりますと、大体四十二年から四十四年までは予算も一、それから整備箇所も一と、四十五年では予算を三つ、三カ所つなぎながら二カ所しかでき上がらなかった、四十六年度は四カ所の予算がついて整備は二つ、四十七年度は四カ所の予算がついて整備は二つ、四十八年度は予算が三カ所、整備されたのが三カ所、四十九年度は予算が三カ所、予定として三カ所はやるうと、さういふことで現在十二県にあるわけですが、非常にさういふスピードでは、ちよつと先ほど言われたコールドチェーンの整備に力を入れて効果が非常にあつたと言われているにしろ、非常にのろい行き方ではないかと思ひます。しかも、四十六年、四十七年、まあ少ないですけども半分しかできていない、さういふことで、これではどうしようもないんじゃないかと思ひます。今年度はもう三つということにきまつちやつておりますが、やはり来年度あたりからはもっとピッチを上げて予

算化をされていくのか、その点はどうか。

○政府委員(渡谷敏三君) まことに御指摘のような状況でございますが、その一つには国の補助金が実情に即しておらなかった面があったということがございます。たとえば冷凍倉庫でございますが、この補助金が始まったときは十五トンにございます。それを昭和四十八年度五十トンにしてもらいました。それから本年度は、これを百トンにしてもらったわけでございますが、そういうことで国の補助金が従来実情に即さない面がございましたので、その面をまず改善をかなりいたしたと思うわけでございますが、さらにその改善をする必要があると、それからこういう状況になってまいりましたので、各県におきましても、こういう方面にかなり相当熱意を持ってきていただいておりますので、来年はさらにこういう方面の予算を相当増額すべきものと、そういう努力をすべきものと考えております。

○矢追秀彦君 やはり方針としては全県に整備をするという考えでよろしいのですか。

○政府委員(渡谷敏三君) ぜひそういうふうな方向に行きたいものと、そう考えております。

○矢追秀彦君 次に、総合センターの整備ですけども、これも非常に少なく、現在、たしか総合センターが整備されているのは十三県ですね。

四十六年度が予算が五、整備箇所五、四十七年度が予算が五、整備箇所五、四十八年度が予算が三、整備箇所三と、四十九年度は予定として三と、これも四十七年と四十八年減っておるわけです。ちょうどゴールドチェーンと同じように四十六、四十七年はわりあい多くやろうとしながら、今度は減ってきていると、こういう状況です。整備されているのも大体十二県と十三県と、全く同じような意味でございまして、これはもちろんゴールドチェーンとの関係性もわからないではありませんけれども、必ずしもこの県は一致をしておりませんし、非常にアンバランスもあります。これについてはどうですか。

○政府委員(渡谷敏三君) この点もやはり整備が

少しおくられているといえますが、ただ、このほうは昭和四十六年度から補助金が始まったわけでございまして、やはり県によりましてこういう方面への熱意といえますか、それにかなり格差があるように、実情に即しておらない面がございまして、ことしかなり面積、単価等、大幅な改善をしていただいたわけでございしますが、そういうようなことで最近県も非常に熱意を示してまいりましたし、国庫補助金につきましても逐次実情に沿うような補助金に努力いたしておりますので、これも同じようなことで今後充実、促進に努力したいと考えております。

○矢追秀彦君 次に、学校給食用の物資流通改善対策事業費の補助金、これは具体的にどのようなことなんでしょうか、この事業は。

○政府委員(渡谷敏三君) これも昭和四十六年度から始まったわけでございしますが、当初の趣旨は、特になま野菜、くだもの、日本学校給食会の場合はそのかん詰めというございまして、これらの物資は非常に価格の変動がかなり激しい面がございまして、安いときに買い込んでおきまして、そのための冷蔵倉庫の補助金もあわせ考えておるわけでございしますが、それを高くなったときに放出するといいますが、そういうための調整基金でございまして、これは昨年度からは野菜、果実等に限り、その他の一般物資につきましても同様な趣旨で使える基金にいたしておるわけでございまして。

○矢追秀彦君 これと先ほど言いましたゴールドチェーンとの関係性はどうか。全然別のものにしてあるわけですか。

○政府委員(渡谷敏三君) ゴールドチェーンは冷凍食品を製造元から直接購入いたしまして、それを共同調理場や単独校に供給をするためのものでございまして、県の学校給食会に冷凍倉庫を設けまして、それから学校や共同調理場に配送するための冷凍車を整備する。

それから学校や単独共同調理場に冷凍庫を整備

する。冷凍保管庫を整備する、そういうものでございまして、これは冷凍食品でございまして。

それから、給食センターのほうは一般の物資等のこの保管倉庫といえますか、さらには、この食品検査室、さらには学校栄養士の方々、調理従事員の方々の研修室、そういったこの研修室、食品検査室それから一般物資の保管庫、それから物資の流通情報室と、そういうものを持った総合センター、こういう趣旨でございまして。

○矢追秀彦君 冷蔵倉庫につきましても、まだ県学校給食会で四十八年度までにできたのはわずか六県、こういうような状態ですから、これについてひとつつきちんとふやすような方向でぜひお願いをしたいと思っております。

次に、時間があるですから、具体的な問題になりますが、まあ、私たち公明党といたしましては、学校給食に対して非常に熱意をもつて総点検活動も全国各地で行ないました。私、大阪などもです。大阪でいろいろとやりました結果がまとまりまして、もうすでに発表はしてありますが、これ皆さんのほうにもお配りしてござんいた。だいたいと思っておりますけれども、このデータをもとにちょっといろいろとお伺いしたいと思っております。もちろん、これが完璧なデータとは申し上げません。いろいろの不備な点もあると思っております。あわせてやるところもありまして、統計学的な処理という面ではいろいろ御不満のある面もあるかと思っておりますが、しかし、やりました結果、かなりいろいろな面が浮き彫りにされた、私たちがかなり自信を持っておるわけです。大臣はまだ見ていただいておりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) まだ見ておりませんが、いま手元に参りました。

○矢追秀彦君 だいたい前に渡してあったんですけども、ぜひ研究していただきたいと思います。この総点検では、多く問題提起をしておりますが、一つは、これは先ほど来も議論になっておりますが、学校給食の費用の問題、それから給食の質

及び内容について、それから従業員の問題について、教員の問題について、それから給食の効果について、大体大きく五つの問題が含まれております。

学校給食の費用負担の問題です。これは無償化ということが先ほどは宮之原先生のほうからもお話ございましたので、あまり深くは入りませんが、やはりこれは調査によりまして、これはもお手元に資料がございましたら二三ページでございしますが、ここに出ておりますように、大体教職員の方の四・六％が無償にすべきである、これに対して父兄負担を軽減すべきである、それまでをいれまして六六％の教職員の方がやはり給食費を安くせよ、あるいは無償化にするように、こういう意見であります。また、父兄のアンケート、これは一二ページであります。これは補助金をふやしてもいいものを食べさせたい、これが四八％もあります。そういう点で、非常にこの今回の値上げという問題が起ってよけい、まあ、これに対して公費負担の希望も強い、あるいは補助金をもっとふやしてもいい内容をよくすけれども、こういう声が非常にあつたわけですから、これについてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 材料費も公費負担でできれば望ましいことには違いないと思っております。公費を使う順序からいいますと、やはりまだ先のものがあるのじゃないだろうか。したがって、現在とっております負担区分の線に従って給食関係の充実をはかっていくべきじゃないだろうか、こんな感じでおるわけでございまして。

○矢追秀彦君 次に、栄養士に対するアンケートをいたしましたところ、現行の給食費で十分であるというのはたつた一人しかありませんでした。これは三〇ページでございしますが、残り九八％は足りない、それから諸物価の上昇で学校給食は非常にきびしくなっていると、たとえば一年間を振りかえりますと、これは二九ページで、それが非常にちよつと私も興味あると思つて

おります。

二六

が、最初牛肉が豚肉になり、それから鯨の肉になり、それから冷凍加工品になり、それからかまぼこになり、それからとうふ、あげもの、そういうふうな同じたん白質もだんだん中身が低下してきていると、そういう訴えもございました。またバナナも一本が半分になったりあるいはバナナをミカンとかえたり、また子供があまり好まない煮込みのようなそういう煮た煮を多くせざるを得ない、そういうような深刻な状況が出てきております。こういった点についても、ひとつよく現状を認識していただきまして改善をお願いしたいんです。

それから子供たちのアンケートを見ましても、「いつもおいしい」というのは二一・五％、これは一ページにございます。残り九〇％の子供が何らかの形で給食はうまくないと、こういうふうに出てくるわけですね。これはやはり非常に大きな問題だと思えます。教育の一環として、この給食が行なわれておるとなると、やはり子供たちがおいしいというふうなものにしていかなければならぬ。ただ食べさせればよいというふうなものではないと思えますので、その点はひとつよく認識をしていただきたいと思います。

そのまづ内訳は何かといいますと、どうも小学生はやはりトッパンがパンなんです、これは二ページです。小学生ではパン、おかず、それから中学生ではパン、牛乳と。このパンがなぜか、そのか。町にいいのが出回っておりまして、それに対して学校給食に比べておとすというのはいささかよくないというふうなことであるんですが、この辺のパンの質ですね、これは一般に市販されているパンと、それから学校給食を通して来るパンとの質についてはお比べになったこととございますか。

○政府委員(森谷敏三君) 学校給食用パンのための小麦粉は、原麦、それから小麦粉の質、それに強化いたします、エンリッチいたします栄養剤、その他きびしい基準がつくられておりまして、これを専門家にいろいろ聞きますと、給食用の小麦

粉の質そのものは相当いい質のものである、こう言われておるわけでございますが、パンに加工する段階で、パン屋さんも人手不足の折から、非常な御協力をいただいておりますわけでございますが、パンの加工技術といえますが、それから焼く時間、その他も文部省で一応の基準を設けておるところでございますが、その基準どおり焼く時間につきましてもときに手抜きがあるのではないかと、いろいろなことも言われておるわけでございます。そういう点でときどき検査もいたしておるわけでございますが、小麦粉そのものはかなりいい小麦粉である。ただパン屋さんに言わせると、小麦粉につきましてももう少し基準を改定してもらいたいと、こういう御意見もありまして、それらも引くくめましてさらにおいしいパンということで検討をすべきとは思っておりますが、大体そういうような状況でございます。

○矢追秀彦君 ぜび、これひとつパンの内容をよくしていただきたいと思えます。先ほど米食との問題も出ておりましたが、やはりいろんな点を考えますと、私はパンのほうでいいほうがいいのではないかと、米食にしますと施設の問題とか、いろんな点が出てきますので、なかなかむずかしい問題もあると思えますので、ひとついまいろいろ問題点を指摘されておりましたが、ぜひ強力な指導をしていただいて、これはお願いをしたいと思えます。

それから次に、給食を残す子供がだいぶ多いわけですね。六〇％近くもいるというのが、これは三ページです。資料では、これに出ております。ということは、給食では文部省が指定しておる栄養基準がきめられておるわけですから、全部食べて初めてそれだけの栄養基準ということになるわけですから、残すということとはそれ以下だと、こういうことになるわけですね。だから家に帰ってその分は補っているからいいじゃないかという議論が出てくるかも知れませんが、やはりこれはちょっと問題ではないか、こう思います。で、いろんな原因があると思えますけれども、

いま言った、パンがまずいというのも一つだと思えます。量が多いということは決してないと思うんですね、おかわりも食べるわけですから。おかわりする、しないのデータもございすけれども、これは省きます。

で、一つは食器の問題ですね。中学生の大体五〇％近くが食器をかえてほしいと。確かにアルミの器なんぞを使っておるところでは味気がないという面もあります。そういう点で、この間予算委員会として中央区の小学校に視察に行かしたたいたときに、これは中央区でいたいた資料の中に、文部省の学校給食課長の高石さんが書いていらつしやいますけれども、この中に、「食事の場にふさわしい環境にすることが大切である。現在の学校は、子供の食事の場を余り重視していない。食堂もなく、食卓もない。もつと子供に夢を与える食事の場がほしい」と。場所の問題はまたあとで触れますけれども、やはり夢を与える食事の場、これは大事な問題だと思えますので、やっぱり食器の面もひとつこれは夢を与えるような食器をぜひこれは検討していただきたい。お金のかかることばかりでなかなかないへんでしょうけれども、これはひとつぜひお願いしたいと思えますが、この食器についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(森谷敏三君) まことに御指摘のとおりだと思えます。現在、学校給食設備を新しく設ける場合、それを改善する場合に国庫補助をいたしておりますが、その国庫補助の基準の中に食器も入っておりますけれども、現在遺憾ながらまだアルミになっております。やはり食事という場は、一つのそういう食器面の情操教育といえますが、そういう食事にふさわしい環境ということが必要でございますので、これは現在、昨年度から学校給食の研究指定校を初めて設けてまして、いろいろ運営の改善について研究いたしておるわけでございます。

そこで、いま具体的に食器の問題につきましても指定校で研究してもらっております。いろいろ

な食器が考えられるわけでございますが、その実験の結果も待ちまして将来ぜひ補助の対象の場合の基準なども改善をいたしたい、そう考えております。

なお、先ほどのパンでございますが、これは学校によりましてはかなりくふういたしております。で、きょうは食パン、きょうはコッペパン、きょうはロールパンといったようなことであるといふふうをいたしておるところはほとんどパンを残さないといふこともございまして、先ほど申し上げたことのほかにそういったくふうも必要ではないかということもあわせてさらに検討を進めたい、こう考えております。

○矢追秀彦君 これは三ページのデータでございますけれども、実は先ほどちょっと触れましたセンターの問題なんですけれども、センターと単独校の残菜率を比較いたしますと、センターの残菜のほうは非常に多いわけですね。これは一つの原因は、調理員と児童との接触が少なくて子供の気持ちがわからないのではないかと。もう一つは、センターの場合は料理がでか上がつてから一時間半から二時間かかる。その間に味が落ちたり野菜が変色をする。こういうふうなことでどうも単独校にやっているとこのほうが残さないで食べておるといふ結果。したがって、先ほどのセンター方式の推進ということは私も必要だしやらなくちゃいけないと思えますが、この推進のあり方はやっぱりいろいろ検討しなければいけません。いや、こう思うわけですね、その点はいかがですか。

○政府委員(森谷敏三君) 先ほど申し上げました学校給食総合センターといふのは、いま先生が御指摘のとちよつと違ひまして、いろいろ給食用物資の保管倉庫を設けましたり、栄養士、調理従事員の研修室を設けましたり、そういう意味のセンターでございます。いま先生がたまたまセンターとおっしゃいましたのは、共同調理場のことだと思えます。学校給食の実施は、単独校で炊飯施設を設けてやっておりますところと、共同調理

場でやっておりますところとございまして、文部省としてはそれは市町村におまかせいたしておるわけですが、いずれも長所、短所があると思ひます。確かにやはり毎日の食事でございまして、毎日、児童生徒と同じ場所におりまして、児童生徒の顔を見まして、それできょうの給食はおいしかったという、生徒からいろいろ言われるというところのほうで、どうしても単独校の実施のほうがいわゆる愛情がこもるといいますか、そういう面は確かにすぐれておる面があると思ひわけでございますが、ただ、その物資の一括合理的な購入その他の面で共同調理場のほうが合理的であるという問題もございまして、一つ、冷えるという問題もございまして、これは最近かなり共同調理場でも保温につきましては留意いたしておりますが、いずれも一長一短ございまして、やはり子供と一緒にのほうはどうしても愛情がこもるといふ点はすぐれていることは事実だと思ひます。

○矢追秀彦君 ちよつといま私も勘違いをしておりまして、先ほどのちよつと訂正をいたします。

次に、アンケートの中で、これはごく一部の問題だと思ひますが、父兄のアンケートの中に、子供が、ときどき給食のおかずがウジ虫が入つておつた、こういうことがあるというのが出ておりました、これは非常に問題だと思ひますが、これは全体的に何か所か出てきたならば大きな問題ですが、まあ一部だとは思ひます。しかし施設が老朽化して不潔になっておるようなところも少しありますので、こういった点はひとつよく調査をしていただいて、改善をしていただきたいと思います。

次に、教員の給食に関する問題点です。で、一九ページ、二〇ページをのぞいていただければおわかりになりますが、先生方はこの給食を成功させるべく非常に努力をしておられます。大体、激励のこゝとば、それから作法、衛生、食事への感謝、家庭との違い、栄養体、そういうふうな点で分類をし

ていろいろ書いてありますが、非常にいろいろな子供たちに話をしたり、いろんな苦勞をされてこの成功に努力をされておられるわけですね。ところが、実際、教員の方にとっては非常にこれが負担になってきておるという面が、これは二四ページ、二五ページあるいは二七ページの点で指摘をされてきておるんです。一つは、十二時から十二時三十分まで休みなしでやらなくちゃならぬのでからだに疲れる、あるいは給食担当者の事務負担が非常に多い、それから、次の授業に差しつかえる場合もあると、こういった問題が意見として出てきております。それに対していろいろ提案もございまして、一つは食堂方式がよい、いままで勉強した机で食卓に早変わりするのはすべての面でよくないのではないかと。それから低学年あるいは高学年ですね、それから教師の体格、そういう点でいろいろの差があるというので、カラー、栄養等の摂取量の区分が何らかの形で行なわれてもいいのではないかと。それから配膳時に着用する白衣、マスク、三角巾または帽子、そういう子供個人用にはこれは無償で支給すべきではないかと。それから先ほども指摘しました次の問題としては、食器の改良、こういうことが言われておるわけですね、この点をどういうふうな改善と

してはお考えなのか。まあそういう点で私は食堂があれば、広い所があれば先生方も交代で毎日やらなくてもいいという面も出てきますが、いまの大体の状態では、この間私も見学に行ったときにはそのまゝやってらっしゃるわけですから、これはほんとうにたいへんだなあと、われわれだったら昼休み中なら食事しながら休めるわけですから、そういう点は、昼の食事も教育でやってい

らっしゃるといふことで非常に負担があるのは、その点についてはいかがですか。

○政府委員(益谷敬三君) 現在学校給食は現実問題といたしまして、学校のお昼のお休みの時間といひますか、大体全国的に五十分ぐらいが普通で

ございます。給食は、その準備、あと片づけを含めまして、それからまた、給食は生徒同士、先生と一緒に一つの楽しく食事をしながらコミュニケーションの場であるといひますか、そこに教壇と机にいる先生と生徒がそういう食事の時間はそれぞれの生徒のふだんあらわれない個性、持ち味、その他も出てくるわけでございます、そういうたゞまざる教育の場でもあるといひましたようなことで、どうしてもそういうことにふさわしい給食の時間、それから準備、あと片づけを考えますと、最低四十分は必要でございます。そういうことは、現実には五十分の中で四十分を食うということとはなかなか言うべくして行なわれたいという問題はなかなかあります。現在学校教育の中で給食は特別活動の学級指導に位置づけられておるわけでございますが、体育局といたしましては、将来、教育課程の改訂がいま諮問されておるものが、給食の時間というものを、できればきちんとひとつ位置づけてもらいたいという強い希望を一つ持っております。

それから食堂につきましては、いま申し上げましたような意味合いからも、いままで授業をやつておつたところを急に模様がえをして食事の場にするというのでなく、全校生徒を、一べんできくてもよろしいと思ひますが、きょうは、一、二年生、あしたは二、三年生が一緒に先生と卓を囲んで楽しい食事をするということが非常に望ましいということが言われておるわけでございますが、本年度の予算でまだわずかに十二校分でございますが、学校食堂を新設する場合の建築補助金を初めて計上いたしましたので、そういう実験的な意味合いで計上したわけでございますが、そういうふうなことで、やはり将来は逐次学校食堂というものを重視すべきではないかと、ただ一べんにはなかなか——本来の学校建築もなかなかいへんなわけでございますので、いかなんと思ひますが、あり方としてはそういうべきではないかというふう

に思つておる次第でございます。

○矢追秀彦君 時間がだいたい過ぎましたが、給食の問題だけひとつけりつけさせていただきますと思ひます。

次に、栄養士の方々のアンケート、これは三六ページでございますけれども、これに——この方々の意見もやっぱり聞くべき意見があると思ひます。一つは、いまありましたランチルームの増設、それから給食が特別活動に組み入れられておりながら実際は形式に終わつてしまつておると、こういった点は改善するんだというふうなお話もありました。食器の面もやはり先ほど指摘したように、ガラス器あるいは陶器を使つてもらいたい。それから献立ですね、これはやっぱり理想の献立を何とかしたいと、これは非常に強く言われておるわけですね。理想の献立があると言つておる人が八三%、現在の献立で十分だという人は五・七%しかない、無回答が一・三%ですが、非常にいまの献立はやはり理想にほど遠いと、やはり制約があるからなかなかできないと、しかし理想の献立は必ずあるんだと、その点で具体的に——そのかわりお金の面がちょっとかかつてきますけれども、百五十円ぐらい出せば非常にいい理想的なのができるんじゃないかと、大体金額としては九十円から百二十円が十三名、百三十円から百六十円が十名と、これが一番多いわけですね、大体これぐらい出せば理想なものができると、したがって、先ほどの問題に戻りますが、もう少し公費負担あるいはそういう援助をしていただければ、理想の献立がでけると、これはぜひやってみたいと。やはり栄養士の方々も学校にいる子供たちのために一生懸命やつておるわけですから、やっぱり自分としていわれるつらい思いをしてやるよりも、理想的な食事をつくりたいという気持ちだと思ひます。

それからもう一つは、肥満児用の献立というのがあるにもなつてきているという点ですね。そういった点の現在の献立の改善、こういった点が非常に訴えておられますが、この点についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(益谷敬三君) 現在の学校給食費は、

学校栄養士の方々がこういう献立をつくりたい、
ついでにこれだけの食料費が要するということで
きまつているわけではございませんで、過去の積
み上げと言いますか、そういうことできまつてお
りますので、そういう中で栄養士さんが限られた
給食費で非常な苦勞をしておられるわけでごさ
いですが、この問題につきましては、いま御指摘の
ようにいろいろ御意見もございまして、父兄の
中には、もう少し給食費を高く出してもいいから
おいしいものと喜ぶものをつくってもらいたい、
それからやはりあまり高いのは困ると、公費の援
助がしてもらいたいと、いろいろ御意見があるわ
けでございますが、大体そういうふうに理解いた
しております。

○矢追秀彦君 次の三七ページに栄養士の方から
見た教員の関心度ですね、給食の。これは非常に
ちよつと私のデータがどの程度の信憑性がある
のか、こんなことないんじゃないかと疑いたん
ですけれども、四五・三%の栄養士の方が先生方
に給食にあまり関心がないと、こういうふうに見
られておるというデータが出ています。それ
からずつと前のデータですけれども、教員の中
で子供たちの給食の実態について全然もう調査も
何もしたこともないという先生が六・五%も実
はあったんです。これは少ないですよ。数字とし
ては少ないですが、ちよつと問題である。そうい
った点で、先ほど教員の方が非常に負担になつて
いるという点もありますので、やっぱり栄養士の方
との間のコミュニケーションというものがあまり
ないんじゃないか。だから栄養士の方は、私ら一
生懸命つくったのに先生は子供とめしを食ってそ
れで終わらだというふうに思っているのかもしれない。
ちよつとこの中身の実態をもっと分析し
なければいけないと私は思いますが、その辺やは
り栄養士の方と先生の、先生は先生で一生懸命や
っているというデータが出ていますから、
その点で非常に食い違っている点は非常に私は心
配なんですけれども、この点についてやはりもつ
と栄養士の方と教員の方との話し合いの場とか、

あるいはまた栄養士さんに対してもつとつとや
りがいのあるような場にしてあげるといふ面が非
常に必要じゃないかと思うのですが、この点はひ
とつどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(滋谷敏三君) 御指摘のような面が一
部にあることは事実だと思いますが、そういう意
味もございまして、いま国会にお願ひいたしてお
ります教職員の定数標準法におきまして、学校栄
養士の方々を一般の教職員と同じように県費負担
の教職員にいたしまして国庫負担の対象にする。
それからその定数につきましても法律で標準定数
をきめまして、逐次適正な配置をはかつていき
たいという法案をお願いいたしておるわけござい
ます。

なお、給食の時間その他学校給食法に教育の目
標が書いてございしますが、やはりそういう目標を
頭に置きながら食事の時間というものを私ども日
本人はもう少し大切にすることが必要ではないん
か。食事を楽しむといいますが、それをまたコミ
ニケーション——先生と生徒、生徒同士の場合
するといいますが、そういう面でもまだ配慮す
べき面がいろいろ多いのではないかと思っており
ますが、学校栄養士の方々と先生方の間の話し合
いといいますが、そういう点も逐次今後改善され
ていくのではないかと思います。

○矢追秀彦君 法案の問題については、いろいろ
問題もあるようですので、これは場所を改めて、
またやりたいと思います。

次に、調理員のアンケートを見ますと、これは
四〇ページになりますが、実際に給食の現場で働
いておる方たちであるだけに非常に深刻な問題が
出ております。

まず、設備については、現在のままでいいとい
う人は三%しかありません。七七%の方は設備
の改善を要求しておられますし、全く悪いとい
うのが一割以上ある、一三%。これは非常にちよ
つと問題だと思えます。その設備の点が一つ。こ
れはまとめてお答えいただきたいと思えます。

次に、労働条件の問題ですが、これは非常に悪
いようであります。これは四三ページにございま
すが、腰痛ですね、腰の痛み。それからしびれな
どを訴えている方は実に八四・四%、これは年配
の方が多いせいもあるかと思えますけれども、非
常に腰痛、しびれに対する訴えが八四・四%。こ
れ、非常に大きな数字であると思えます。

次に、婦人の職場でありますので当然生理休暇
が問題になります。これは四四ページに出てお
りますが、全くそれがないというのが三五・四%。
とつたりとそれがないというのが二八・一%。
要するに、何らかの形でとれないという方が六〇
%以上ということになっておるわけであって、完全
にとられておるといふ人が四割、こういうふうな
状況であります。この点も一つの大きな問題点で
す。腰痛のほかにも、どつちかという調理員の
方の職業病と考えられるような症状ではないかと
思う訴えがアンケートの中でかなり出ています。

一つは洗剤やけで手が黒くなる、皮膚がかさか
さになり指先が荒れる、あるいは指が荒れる、
手がかゆくなり給食のない土曜、日曜はそれが戻
る、また、皮がかさかさになってめくれる、ある
いは石油バーナーなどのためにのどが痛い、ある
いはアワ粒のようなものが手にできる、おそらく
これは大体洗剤を中心としたものだと思います
が、この点が非常に問題であります。

それから次に、この調理員の方が、四五ペー
ジにございしますが、やはり仕事をきびしいせいで
思いますが、この仕事を他の人にすすめることが
できるのかという、六五%の人はこれはすすめ
られません、こういふふうに出ておるわけであ
ります。だから、そういう点で、厚生施設にしても
五〇%以上の人が不十分である。それから調理
員になり手というものがやっぱりだんだんこのま
まいきますと非常に減ってくるんじゃないか。いま
非常に献身的な努力をされて何とかやっていただ
いておられる方が、人によってはよすめなとい
う言っておられる方が六割以上おられるというこ
とはやはり問題であると思えますので、この調理

員のこの訴えについてどのようにこれは受けと
め、どう改善をされようとしているのか、ひとつ
お答えいただきたい。

○政府委員(滋谷敏三君) 設備の改善につきま
しては、実は国庫補助金も新設する場合だけの補助
金であつたわけでございますが、昭和四十七年度
から設備を改善する場合にも国庫補助が出るよ
うになりました。四十八年、四十九年と、その予
算も相当ふやしていただいております。調理従事
員の方々の労働条件、あるいは勤務場所等から
特殊性によりましていろいろ問題につきまして
は、労働省におきましても非常にいろいろ御検討
いただきましてかなり詳しい順守基準といいま
す。そういうものをつくっていただいております。
そういうものの労働基準監督署等と文部省、教育
委員会の系列と、そういうものの一その徹底を
はかつていきたいと、そう思っております。それ
はかなり具体的なことをいろいろ示しておるわけ
でございますので、そういう決定をさらにはかつて
いきたいと思います。

○矢追秀彦君 最後に、大臣にまとめてお伺いし
たいんですが、学校給食は戦後始まりましたが、可
なり歴史を持っているわけですね。私などは全然給
食を受けたことないわけですね。ちよつと昭和二十
一年、終戦時に小学校六年生だったもので、二十
二年に中学へ行きましてそれで学校給食はやつ
たことないんですけれども、最初はいろいろな食糧
事情とかそういうようなことから始まったにせ
よ、いろいろな変遷を経て、今日このように学校の
教育の中の一環としても位置づけられました。先
ほど局長のほうから、指導要領の内容についても
検討してつくり直したい、こういうふうなことの
お話もございました。また、今回いろいろな値上げ
を契機として、給食のあり方に対していろいろな議
論も出ておることはもう御承知と思いますが、や
はり一つは公費負担の問題、これは先ほど来答弁
がございまして、なかなかできないということであ
りますが、ぜひこれは、一挙にやるのではなくて
もよろしいですから、たとえば今度は物価値上

り分については何とか公費負担をするとか、まあ段階的にでもけっこうですから、ひとつ……。やはり原則的には、教育ということになると公費負担ということが正しいのではないかと、こう思いますので、この点が一つ。

もう一つは、学校教育ではありますが、やはり家庭との関係というものが出てくると思います。まあ給食でちゃんとカロリーもちゃんとされ、非常に正常な発育のできるような状態にしておつても、家庭でまた帰ってからたくさん食べておつたら肥満児になるわけですし、また、家で非常によくないものを食べている家の子供はやっぱりまずいでしょうし、いろんな問題、これは家庭生活との関係が出てきますので、父兄との関係、對話、話し合いといいますが、そういう面も非常に考えなくちゃいかぬと思います。そういう点で、学校教育それから家庭生活の延長という点、これはやはり非常に関係のあることだと思えます。この辺もやっぱりひとつ、もう少しはつきりしなきゃいけないのじゃないかと思えます。私、この間、予算の分科会の文部省所管のときにも言いましたように、非常に児童の体位というものが問題になってきておるとは御承知のとおりです。まあ大きくはなっていますけれども、実際病氣もふえておられますし、特に虫歯などが相当ふえておられます。砂糖の消費量との関係、もうこれは給食のほうは私、栄養士の方に伺いましたら、その点はもう十分考えてやっておると。ところが家へ帰って甘いものを食わしていたら何にもならぬのでしてね、そういう点で、その辺をどう位置づけていくのか。

それからもう一つは、やはり小麦、パンが私はいいと思いますけれども、先ほどもお話がありましたように、米の問題、今後の資源との関係でやはり大きな問題が出てくると。そういう点で、この際学校給食を徹底的に洗い直して、そうしてきちんとした位置づけをやり、法改正すべき点はあると、相当思い切った私は英断をもってやっていただきたいと思ふんです。そのために党として

も一生懸命調査もやりましたし、また、いま各地方議会でもこの問題は一生懸命取り上げて何とか前進させようとしておるところでありますので、その点についてのひとつ大臣の所信を伺って、きょうの質問は、この程度で終わりたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校給食の学校教育の上に占める役割、これはかなり重要なものがある、こう考えているわけでありまして。したがって、学校給食の充実に対しまして公費を積極的に使っていくということも大事なことであります。今回、特に栄養士を国庫負担対象の果費負担職員にさせていただいたのも、そのような考え方に基づいて行なっております。

体育局長からお答えしましたように、学校教育の中における学校給食の位置づけ、なお積極的な役割を持つてもらう方向で改善をはかっている、と考えています。同時にまた、家庭との連絡その他につきましても御注意もあつたわけでございますが、できる限り御意見を生かすようにしていきたいと思ひます。

○委員長(世耕政隆君) 本件に関する質疑は本日はこの程度にとどめ、これで散会いたします。
午後六時十九分散会

四月四日本委員会に左の案件を付託された。
一、学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会提出、衆議院継続審査)

学校教育法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
学校教育法の一部を改正する法律
学校給食法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、「事務職員を置かない」を「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは

くは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置く」に改め、同条第二項中「助教諭その他」を削り、同条第四項及び第五項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同項の次に次の二項を加える。

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。

第二十八条に次の三項を加える。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第五十条第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第五十条第二項中「助教諭」を「養護助教諭、実習助手」に改め、同項の次に次の二項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならぬ。

第七十条及び第七十条の九中「第六項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。
第七十三条の次に次の二条を加える。
第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならぬ。

寮母は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事する。

第七十六条中「第二十八条(第四十条及び第五十一条)」を「第二十八条(第四十条、第五十一条及び第八十二条)」に改める。

第八十一条第一項中「園長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を置くことができる。

第八十一条第二項中「前項のほか」の下に「養護教諭、養護助教諭その他」を加え、同条第四項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同項の次に次の二項を加える。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び幼児の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第八十二条中「第三十四条」を「第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
(関係法律の一部改正)

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四八九号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市十日市五四三 山下

光代外九百九十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九〇号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市荒本春宮住宅六二

ノ二四三 梯兵次郎外八百九十九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九一号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府守口市八雲中町一ノ四七

三好弘文外九百九十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九二号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府高槻市津之江町三丁目 前

田君枝外八千二百六十八名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九三号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市天王寺区汐町 木村静代外

九百九十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九四号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岡山市平佐本町一、三九八 中桐

一男外二千二百三十四名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九五号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府生野区野西三ノ一四ノ一八

野崎志津子外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九六号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市左京区岡崎東天王町一六

伊地知浜夫外三千九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九七号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都新宿区原町三ノ八七成城学

校教職員組合内 高橋徹外九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四九八号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市東淀川区十八条町三ノ二二

七 桑田元助外九百九十九名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二五二二号 昭和四十九年三月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市足代一ノ一六 岩

上公作外九百九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二五七一号 昭和四十九年三月二十三日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府城東区今福北五ノ二六 広

葉安雄外九百九十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二五七二号 昭和四十九年三月二十三日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市北村西開地七七五

松本末子外四千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二五七三号 昭和四十九年三月二十三日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区西谷町八七五

天野晃外二千六十三名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二五七九号 昭和四十九年三月二十三日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府堺市野尻町三〇六 島田久

外九百九十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二五八二号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府池田市上池田二ノ三ノ八

角山美智子外九百九十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六二三号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府柏原市大正三ノ五ノ三一

荒井治外五千九百九十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六二四号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府福島区海老江下一ノ一九

横山福明外二千九百九十九名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六二五号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府堺市百舌鳥梅町一ノ一六八

ノ三 滝村弥一外九百九十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六二六号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 川崎市幸区中幸町三ノ三二 深谷

光雄外九百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六二七号 昭和四十九年三月二十五日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市川市八幡一ノ一五ノ二三
加藤文子外九百九十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六三三三号 昭和四十九年三月二十五日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(五通)

請願者 大阪市東住吉区西鷹合町一ノ七二
柄本雄次郎外九百九十八名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六三六号 昭和四十九年三月二十五日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(五通)

請願者 大阪市東住吉区長吉長原町六七〇
山本之久外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六三七号 昭和四十九年三月二十五日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 広島市高陽町中深川 渡辺輝雄外
九十八名

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六八九号 昭和四十九年三月二十五日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(五通)

請願者 大阪府南河内郡千早赤阪村森屋四
二二ノ二 吉田芳春外四千九百四
十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六九〇号 昭和四十九年三月二十五日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(七通)

請願者 新潟県三島郡三島町脇野町 柳京
子外六千九百九十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二六九一〇号 昭和四十九年三月二十五日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市北区芝田町二二 今井俊紹
外九百九十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七〇一〇号 昭和四十九年三月二十六日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(二通)

請願者 大阪府寝屋川市石津南町三ノ四七
日高静子外四千四百八十六名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七〇二〇号 昭和四十九年三月二十六日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(一通)

請願者 大阪市東区法門坂町六 田中理房
外四千四百四十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七〇三〇号 昭和四十九年三月二十六日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(三通)

請願者 大阪府堺市東湊町二ノ一三三 藤

原忠則外二千九百九十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七一四〇号 昭和四十九年三月二十六日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 広島県賀茂郡西条町森近二四九ノ
一 下田賢二外九百九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七二三〇号 昭和四十九年三月二十六日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(三通)

請願者 新潟市女池一、〇五〇ノ一 小倉
三郎外二千九百九十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七三二〇号 昭和四十九年三月二十六日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(二通)

請願者 広島県深安郡神辺町字湯野一、八
八九ノ二 松岡豊外九百六十六名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七三三〇号 昭和四十九年三月二十六日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(一通)

請願者 宮城県加美郡宮崎町宮崎字南一ノ
一九 鎌田弘外八百七十四名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七三三三〇号 昭和四十九年三月二十六日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(二通)

請願者 広島県福山市赤坂町一、二九七
山内一郎外九百九十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七五三〇号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 広島市牛田早稲田一ノ二〇ノ四
佐藤順子外八百九十九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七五四〇号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(四通)

請願者 新潟県三条市下保内三、三三〇
荒井文和外三千九百九十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七五五〇号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(七通)

請願者 新潟県長岡市中島六ノ八ノ三三
土田貞英外六千九百九十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七五六〇号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
(一通)

請願者 広島県三原市中之町 穂波守一外
千二百六十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七七六〇号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 広島県三原市中之町 穂波守一外
千二百六十七名

(二通)

請願者 広島市比治山本町一ノ三五 渡辺義章外千九百九十三名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二七八八号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(五通)
請願者 大阪府堺市鳳北町三ノ九二 堀千恵子外四千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二八五一号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(五通)
請願者 大阪府堺市岡元町三ノ三ノ三 正田大外四千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二八五二号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉県柏市藤心七六八 渡辺一夫外千名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二八五三号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都大田区鶴ノ木三ノ二〇ノ一 二 吉田英男外千三百八十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二八七九号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 兵庫県姫路市大津区天満九三ノ九 三輪猛外九百九十九名
紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二八九四号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
請願者 宮城県多賀城市桜木三ノ五ノ六 岩城由男外九百五十三名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二八九六号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府豊中市新千里北町三ノ四ノB二六ノ二〇七 石川茂外九百九十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二四八〇号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(八通)
請願者 兵庫県三木市別所町花尻三〇〇 生田美実外七千九百九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二四八一号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願
請願者 岩手県和賀郡湯田町五二ノ一ノ四 四 細川徳四郎外九百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二四八二号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(一通)

成法制定に関する請願(六通)
請願者 兵庫県西宮市甲子園四ノ八ノ三二 大向昌和外五千九百九十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二四八三号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願
請願者 大阪府堺市東区蒲生三ノ一一〇 川上昭一外九百九十九名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二四八四号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願
請願者 大阪府阿倍野区松虫通三ノ六ノ二 一 亀山武雄外千十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二四八五号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願
請願者 横浜市港北区篠原町東二ノ二四ノ二 二 太田徳太郎外四千九百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二四八六号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(一通)
請願者 大阪府堺市宮園町七六ノ三〇一 尾崎勉外千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。
第二五二〇号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願
請願者 大阪府東淀川区東三国町一ノ一二 一 細川英樹外九百九十九名
紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二五二六号 昭和四十九年三月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(三通)
請願者 神戸市垂水区川原三ノ二ノ七 山本むつ美外二千九百九十九名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二五六九号 昭和四十九年三月二十三日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願
請願者 大阪府東大阪市岩田町六ノ六ノ三 七 山中久子外五百九十九名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二五七〇号 昭和四十九年三月二十三日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願
請願者 大阪府堺市深井中町三三三 光田博則外九百九十八名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二五七八号 昭和四十九年三月二十三日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願
請願者 大阪府高石市千代田一ノ一七ノ五

岡良雄外六百九十八名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六二八号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 広島市西観音町一〇ノ二四 狭間礼子外九百八十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六二九号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(七通)

請願者 大阪市東淀川区元今里南通三ノ三 四 山崎順市外六千九百五十三名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六三〇号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(七通)

請願者 兵庫県尼崎市立花町二ノ二二ノ一 七 豊田修外六千九百八十八名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六三一〇号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府摂津市庄屋二ノ七ノ一七 九田フミ子外三千四百五十五名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六三三〇号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

成法制定に関する請願(六通)

請願者 大阪市浪速区久保吉町一、二四八 小笠原勇外五千六百五十六名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六三三三〇号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(十一通)

請願者 岩手県花巻市桜町四丁目 伊藤忠外六千六百十四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六三四四〇号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(七通)

請願者 広島県安芸郡府中町西千代八四六 田中寿美恵外七千五百四十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六五三三〇号 昭和四十九年三月二十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府摂津市一津屋三三四 山口学外四百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二六九九九〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪市東淀川区西三国町二ノ九三 高野央子外九百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七〇〇〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(四通)

請願者 札幌市白石区中央三丁目 平山澄外三千九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七一五五〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(六通)

請願者 大阪府守口市大枝東町五三 飯田進三郎外五千八百一十一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七二四四〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府東大阪市下小阪七〇七 山田降夫外二千八十八名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七二五五〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府吹田市竹見台四ノ一ノB六 〇二〇四 武石勇外九百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七二六六〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市大物町二ノ一八 小林厚一外千名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七二七七〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府高槻市今城町二ノ六 大塚和夫外九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七二七八〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪市東淀川区東三国町三ノ四六 九 中村康雄外二千八十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七二九二〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪市東淀川区西淡路町二ノ二四 〇 松本幸男外九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七三〇三〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市春日町一ノ九ノ四 阪本紀彦外九百九十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七四四四〇号 昭和四十九年三月二十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 札幌市中央区南二条西一三丁目
桜井セツ外千九百九十九名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七五七号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(一通)

請願者 広島県福山市東深津町一、四八一
ノ一 石井義夫外千九百三十三
名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七七七号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪市旭区新森六ノ二一〇 森
井功外千七百二十一名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七七八号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(一通)

請願者 大阪府堺市百舌鳥本町一ノ四七
貝沼孝雄外千九百九十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七七九号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(一通)

請願者 大阪市福島区大開町一ノ二二
釣本義雄外千九百九十九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七八〇号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(一通)

請願者 大阪市東淀川区加島町六〇六 角
谷吉平外二千十八名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七八一号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(一通)

請願者 大阪市住吉区御崎町一ノ一六 齊
藤孝子外千九百八十名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七八二号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府富田林市久野喜台二ノ八ノ
六〇一ノ一〇四 藤本博美外千九
百八十九名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七八六号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市日下町五ノ一ノ六
黒川章子外千九百九十九名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二七八七号 昭和四十九年三月二十七日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願

請願者 大阪府堺市田出井町三ノ一一九
尾田美己外千九百九十七名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二八五四号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願

請願者 大阪市城東区放出町三五五 赤松
昭雄外千九百九十九名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二八五五号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(六通)

請願者 北海道小樽市塩谷一ノ四四七 大
滝真行外五千九百九十九名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二八五六号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願

請願者 大阪市東淀川区東大道町二ノ三六
乾薫外千九百九十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二八五七号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(六通)

請願者 札幌市北区北一三条西三丁目 池
田明穂外五千九百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二八八〇号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(一通)

請願者 兵庫県三木市福井一ノ五ノ二七
小林睦外千二百十三名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二八九三号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(一通)

請願者 京都市右京区桂千代原町四四ノ一
〇 安田宗太郎外千七百三十九名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二八九七号 昭和四十九年三月二十八日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願(三通)

請願者 大阪市港区築港一ノ一ノ一ノ四
〇二 辻真吾外二千九百三名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二九五五号 昭和四十九年三月二十三日受理
国公私立の学費凍結法の制定等に関する請願

請願者 大阪府八尾市八尾木二ノ三 山
本順二外三千五百六十名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第一三八〇号と同じである。

第二六一一号 昭和四十九年三月二十五日受理
奈良市史跡大安寺旧境内地に関する請願

請願者 奈良市大安寺町一、〇七六ノ一
大西良一外九名
紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。

第二七一一号 昭和四十九年三月二十六日受理
東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

請願者 東京都青梅市御岳本町二三七 渡

辺政義

紹介議員 柏原 ヤス君

国連大学本部の設置地を東京都青梅市に決定されたい。

理由

青梅市は、首都東京の中にあり、地理的にも自然環境的にも、予想されるあらゆる条件に十分たえることができ、昭和四十七年四月から、国連大学本部を青梅市に設置するよう、衆参両院議員の党派を超えての協力と東京都知事、同議会、同市長会、同市議会議長会からの要請にあわせて、政府、関係機関に対して強く訴えてきた。

第二七二二号 昭和四十九年三月二十六日受理

東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

(二通)

請願者 東京都青梅市河辺町四ノ一七ノ二

洲上嘉一郎外一名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第二七二三号 昭和四十九年三月二十六日受理

東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

請願者 東京都青梅市青梅一三三 田辺栄

吉

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第二七二二号 昭和四十九年三月二十六日受理

東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

請願者 東京都青梅市成木八ノ五五六 木

崎義平

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第二八〇一号 昭和四十九年三月二十七日受理

東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

請願者 東京都青梅市畑中三ノ七九二 福

島又次郎

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第二八一二号 昭和四十九年三月二十七日受理

東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

(三通)

請願者 東京都青梅市新町一、一四九ノ一

水村 一郎外二名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第二八四五号 昭和四十九年三月二十八日受理

東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

(四通)

請願者 東京都青梅市柚木町一ノ一〇三

杉田徳一外三名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第二八四六号 昭和四十九年三月二十八日受理

東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

請願者 東京都青梅市河辺町一ノ八二〇

河辺初雄

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第二八五八号 昭和四十九年三月二十八日受理

東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願

請願者 東京都青梅市千ヶ瀬町四ノ三七八

岩浪巖

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第二八八五号 昭和四十九年三月二十八日受理

物価高騰下における学校給食内容の改善及び父母

負担の軽減に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二 愛

媛県議会議長 矢野弁介

紹介議員 堀本 宜実君

最近における急激な物価高騰のため学校給食については、その内容における著しいカロリーの低下、給食回数削減、給食費の値上げ等によつて父母負担の大幅な増額を余儀なくされているから、緊急対策として低所得者等に対し大幅な助成措置を講ぜられたい。

昭和四十九年四月二十五日印刷

昭和四十九年四月二十六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局